

形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産

山 下 直 登

はじめに

- 一 輸出産業としての燐寸工業の特質
- 1 清商資本への従属
- 2 生産構造の特質
- 3 燐寸輸出の発展
- 二 三井物産の燐寸工業への進出
- 1 営業方針と燐寸取扱業の展開
- 三 燐寸工業への進出
- 2 東アジア燐寸市場における三井物産の発展
- 1 中国市場における燐寸輸出の展開
- 2 東南アジア市場における燐寸輸出の展開
- 3 三井物産の燐寸取扱業の発展
- 四 形成期日本資本主義における商業資本の存在形態
- むすびにかえて—

はじめに

一九〇〇年代に確立した日本資本主義は当該時期の世界史的段階に規定されて、産業資本の確立とその独占資本への転化を重層的に展開せしめることとなつた。ところが後進資本主義国として自生的発展の脆弱のままに当該時期の世界資本主義体制の一環に定置された日本資本主義は、資本主義的機械工業の基礎たる生産手段・技術そのものを輸入にあおぎ、主要な生産部門を「移植産業」に依存したのである。

このことはその資本蓄積の低位性を補完するものとして、紡績業に代表される軽工業部門の輸出産業としての比重を極めて大きなものとした。しかし、注目されなければならないのは当該時期において、紡績業とは異なった意味において、

重要な輸出産業であった「雑貨業」の存在である。

就中、本稿の分析対象たる燐寸工業はその生産高の八〇～九〇%を常時輸出していた当該時期における重要な輸出産業であった。すでに一八九五（明治二十八）年には、「今ヤ重要輸出品ノ一ト為リ其製造逐年盛昌ニ赴キツツアリ⁽¹⁾」といわれていた燐寸工業は一九〇二（明治三十五）年には、その生産高のほとんど全額を輸出するにいたつたのである。こうして創業間もなく輸出産業として定着した燐寸工業は明治期を通じて大正半ばに至るまで中国、東南アジア市場へとその市場を拡大し、年々の輸出額は一千万円を超え、「重要輸出品中常に七位乃至八位に位して、マッチ工業は我国重要輸出産業の一として確立した⁽²⁾」のであった。

ところで、かかる重要な輸出産業であった燐寸工業は、その全過程を清商資本に支配されていたのがその特徴であった。このような斯業における「清商跋扈」の中で、わが国燐寸業者による唯一の「直輸出」をになっていたのが三井物産（以下物産と略称）であった。後に明らかにするように当該時期の燐寸工業に対する物産の取組みは、益田孝の発言にみられる如く、異常なまでの熱意を示しており、「ペーマネントノ業」として積極的に取組むことを意図していた。

しかし、物産の斯業への進出は必然的に清商資本との競争を激化させ、物産はそれらとの激しい競争を通じて東アジア市場に積極的に進出するにいたるのである。かかる物産の東アジア市場への進出は同時に国内の燐寸工業の生産過程への物産の積極的介入を生み、そこにまた物産の斯業に対する独占的支配の法則が貫徹するにいたるのである。そして注目されなければならないのは、このような物産の斯業への進出が、清商資本との対抗を通して国際的商品市場との密接な関連のもとに展開されたことである。換言すれば物産は国内燐寸工業と国際市場との結節点に位置したのである。

本稿の課題は、形成期日本資本主義における物産と燐寸工業との関係を国際市場との関連で明らかにしつつ、三井鉱山、銀行とともに三井財閥の重要な資本蓄積基盤であった物産の存在形態を燐寸工業との関連を通して明らかにする

ことにある。

(1) 第十二次『農商務統計表』(明治二八年) 三八四ページ。

(2) 小宮山琢一『日本中小工業の研究』一四二ページ。なお一九〇五年八月発行された打田橋三郎編『日本燐寸界名鑑』では、燐寸は「重要輸出品の第五位を占め、其販路は南北清一体、英領印度、朝鮮、豪太利、亞米國、比律賓諸島を重なるものとして云々」とのべてある(同書四ページ)。

一 輸出産業としての燐寸工業の特質

わが国の燐寸工業はその製法技術が明治初年輸入された「移植産業」であるが⁽¹⁾、その大きな特徴として清商資本への従属があった。本節ではこの点から輸出産業としての燐寸工業の構造的特質についてみておきたい。

1 清商資本への従属

一八九九(明治三二)年、阪神地方の燐寸工業の実態調査をおこなった武田信一は、その報告書において「清商跋扈」の理由をつぎのように述べている。⁽²⁾

清商ガ燐寸輸出業ニ於テ此ノ如キ驚ク可キ一大勢力ヲ得タル理由ハ固ヨリ種々ニシテ一々之ヲ數へ尽スハ到底予ノ能クスル所ニ非ズ、思フニ神戸開港以来清商ノ貿易ニ從事シタリト云フ点モアル可シ、輸出方法ニ於テ清商ノ我燐寸業者ニ勝ルモノアリト云フ点モアル可シ、支那印度等ヘ直輸出スル能ハザリニ点モアル可シ、然レトモ最大ナル理由トスベキハ金融事情ニ在ル如シ、元来我燐寸業者ハ前章ニ於テ聊記述シタルガ如ク、多數ノ資本ヲ投ジテ事業ヲ經營スルモノナク、多クハ少許ノ資本ヲ以テ製造ニ從事スルヲ常トス、然ルニ事業ノ性質上金融ノ道杜絶シ製品ノ危険物ナルタメ銀行等ヘ担保トナスコト能ハズ非常ニ困難ノ位置ニ立テリ、然ルニ清商ハ燐寸貿易ノ利ニ垂涎シ、彼等ノ或者ハ巨額ノ資本ヲ有シテ一時融通ノ方法ヲ為シ得ルヲ機トン、大度大量ニ資本ヲ貸与シ、以テ商權ヲ自己ノ手中ニ収メントスルニ至レリ、坂神ノ燐寸業者ハ殆百ヲ越ヘントスルモ、其三分之二以上ハ資本ヲ得ルニ苦ミ、種々ノ苦策ヲ廻ラスモノノミ、彼等ハ流通資本ヲ備フル能ハズシテ、清商ノ手ヨリ之ヲ得ルハ勿論、固定資本タル機械類ヲモ購入スル能ハズ、之ヲ抵当トシテ借ルモノ少ナカラズ、甚シキニ至リテハ始メヨリ清商ノ扶助ヲ受ケ其資本ヲ借テ営業スルモノ

すなわち、武田はわが国燐寸工業者の清商資本への従属の根拠が、(1)神戸港における貿易業務の清商の支配（燐寸輸出の中心は神戸港であった）、(2)輸出方法において清商が燐寸工業者よりすぐれていること、(3)中国、インド向の直輸出を燐寸工業者ができないこと、(4)金融事情にあるとしている。このうちで清商支配の理由の最大のものは金融問題であった。すなわち、後に明らかにするように燐寸工業の生産構造の特質として、その零細性があげられるがこのことはその製品の危険性とあいまって、金融上において種々の困難をもたらした。

燐寸工業においては「事業資金ハ一流筋ニアリテハ相当ニ準備シ居レルガ、臨時入用ノ場合に於ケル調達ノ方法トシテハ約手ノ割引、信用借入等ノ方法ニ依ルヲ常トシ、一、二、三流ノ側ニアリテハ右ノ外原料ノ延買ヲ以テ融通ニ代ヘ、又稀ニ売先ヨリ前金ヲ借入ルル場合ナキニアラズ、而シテ原料ノ延買ハ多ク黃燐々寸ノ製造家ニ於テ之ヲ見ル所ナルガ、是等当事者ハ支那人ト取引スルモノ多ク、豫メ原料屋ニ代金ヲ支払ノ延期ヲ求メ置キ、製品ヲ支那人ニ引渡シ、直チニ現金ヲ收受シタル上之ヲ以テ原料屋ニ支払ヲナスモノニシテ、薄資者ノ經營ニハ頗ル便法」⁽³⁾といわれるよう金融問題において極めて不安定であった。経営の零細性と製品の危険性から、一部の大資本を除いて燐寸業者は銀行からの融資をうけることが困難であった。そのため燐寸業者はそれを清商に求めたのである。ここにわが国燐寸工業に対する清商資本の支配の最大の理由があった。すなわち、清商は資金欠乏に悩む燐寸業者に対して製品引当の前貸金融をおこない、その製品一手販売権を獲得し、燐寸販売の独占権を確保するとともに、その生産過程をも支配していくのである。

こうして、一方における燐寸工業への資金提供者として、他方においてはすでに確立された流通（貿易）機構の占有者としての清商のわが国燐寸工業に対する支配が貫徹していくのである。

第一表は一九〇八（明治四一）年における燐寸輸出業者を国籍別にみたものであり、第一・三表は時期的には若干ず

形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産（山下）

第1表 国籍別輸出業者数（明治41年3月）

	大 阪	神 戸	計
華 商	人 85	人 54	人 139
欧 米 印 商	0	33	33
日 本 商	49	9	58
計	134	96	230

出所) 明治41年3月『重要輸出工產品要覧』(後編)。

第2表 神戸における燐寸取扱商 (明治37年8月現在)

怡 生 号	東 源 号	貞 隆 号	洋 号
イサボイ商会	タ タ 商 会	タ 隆 盛	号 号
バウデン兄弟商会	ニ ロ ッ プ 商 会	昌 發 源 正	号 号
米国貿易商会	復 興 号	和 生 駿 兴	号 号
同 盛 祥 号	公 号	源 天 黃 同	号 号
捷 德 号	テ ラ カ ン ブ 商 会	陳 步 雲 成 同	号 号
怡 和 号	利 広 合	廣 昌	源 号
イババニー商会			
ベツカ一商会			
同 孚 泰 号			

出所) 打田橋三郎編『日本燐寸界名鑑』15ページ。

第3表 大阪における燐寸取扱商 (明治37年8月)

益 東 西 豊 中 双 広 復 永 源 長	豊 順 公 泰 盛 成 德 豊 成	館 泰 順 仁 恒 泰 源 泰 恒 復 東	成 和 永 泰 信 豊 棟 棟 裕 堂
			聖 同 西 万 義 義 万 裕 豊 王
			三井物産合名会社

出所) 打田前掲編書20ページ。

れるがその中の有力な外商を示したものである。怡和号、怡生号、タタ商会、イサボイ商会等の当該時期のわが国貿易上に勢力をもつていた外商の多くが、斯業においても支配的であったが、なかでも清商資本の勢力は最も大きかった。このように「燐寸輸出ノ大部分ヲ占ムル坂神二港ニ於テハ、其輸出ハ十中八九清商ノ手ニ由テ經營セラレ、輸出ヨリ得ル利益ハ皆清人ノ占ムル所ト」⁽⁴⁾なり「燐寸業発達ノ必要ヲ悟リ大ニ之ヲ拡張セント欲スルモ、商權清商ノ掌中ニ在リ、左右掣肘ヲ蒙リ為メニ事ヲ為ス能ハザル」⁽⁵⁾といふ「清商跋扈」の状況が明治期を通じて支配的であった。

それでは、かかる清商の燐寸取引が具体的にどのようにおこなわれていたのかという点について次にみておこう。

一九〇四（明治三七）年八月発行された打田橋三郎編『日本燐寸界名鑑』は、その燐寸輸出の状況を次のようによく示しているので引用しておきたい。⁽⁶⁾

商品取扱者を分つて同業組合、仲次業者、貿易商、卸売業者、小売業者の五とするを得べきが当地（兵庫—引用者注）に於いて燐寸を取扱ふ貿易商は三井物産会社の直輸出を除く外は多く支那人にして、其從業の久しきと共に有力なるは十一番の怡和号、三十五番の怡生号、十四番の同孚泰、百番の利興成等にて、之れが注文の大分は随つて清国向なり。而して貿易業者と製造業者との普通取引の方法は、仲次又は貿易業者より注文をなすを通例とすれば、地方不便の製造所に在りては商館に至りて見本を提供して其注文を求むるを常とせり。尤も後者に依つて契約をなす場合には、商標に重きを置くが故に商標見本に依つて直段を定め、或は買受者より製品に貼用すべき商標を指定し品質を選択して契約することあり、例えれば、怡和洋行の如く自己の名義を商標となすも、要するに契約には口約と証書の二種あれど何れの方法に依るを問はず手附金を徴すること殆んど稀なる上、取引相場は互いに引渡期限までの変動を予想し一噸を単位として直組を為すものとす。

這是安全燐寸の如き原料優等のものは契約期間内（売買契約成立の時より製品全納に至るまでの間を概ね一ヶ年とす）に品質の変動することなきも、黃燐寸にありては原料劣等なるに加へて製造法も亦た比較的粗雑なる為め時日の経過する間に稍もすれば異状を来すを以つて、其契約期間も随つて短縮され、長期たるもの六月を超ゆるなきより、又た甚だしき異常を呈せず、仮定異状あるも此上譲歩せざるを以つて通例とせり、然れども価格の非常に高低を生ぜし時は事情の許す限度に於いて相互好意上幾分の酌量を諾す場合なきにあらず。

次に雜費負担方法は荷造賃、引渡地に至る運賃、問屋庭置料等は製造家これを負担し、關稅、税關手續、船賃及び輸出運賃等は買受人負担に属すれど特別の契約は此限にあらざること無論なり。兎に角く如上の外何等情弊の存するなくんば實に德義取引の頂上なるも近時燐寸業者の百尺竿頭一步を進めて直接輸送を開始せんことを望むの声漸く高きを見る所以のものは蓋し根拠なくして可ならんや、即ち売買契約の成りて製品引渡の際までには場所と時日の相違あれど買受人の査閲を経るものなれば契約當時の見本より品質の劣るべきことなきにも拘はらず、恰も取引せんとする場合に及びて種々なる口実を設けて之れが取引を寄せざることあり。而して此場合は多く為替相場の変動乃至燐寸価格の高低を生じ買受人の損失甚だしき時なれば彼らの心術略ば察するに難からずと雖も製燐家の規模狭小なる為め之れを拒絕せん乎、忽ち資金の融通を害し、空しく商品を擁して次の顧客を待たざるべからざるより痛苦を忍びて之に応ぜり、尤も斯る不徳手段は適ま信用薄

き商人の側に見ると、殊に屢々あるにあらざれど、要するに比弊害は直輸出の開けざる結果なるが、尚ほ取引上の習慣としては是等商人は店口銭てふ名義の下に売買価格百円に付、金五拾錢（貿易五厘金—引用者注）を控除し、其他外商は契約金額は全部支払ふも店員の謝儀として百円には、凡そ壹円を控除する（一分金—引用者注）等のことあり（後略）。

燐寸輸出の実態と清商と燐寸業者との関係をあますところなく伝えている。

わが国燐寸輸出において清商への従属を最も端的に示すものとして商標問題、「貿易五厘金」、「一分金」などの制度があつたが、ここでは商標問題についてみておこう。

燐寸貿易は「燐寸ノ輸出ニ非ズシテ商標ノ輸出ナリ」⁽⁷⁾といわれるほどに、商標に対する信用の獲得が輸出を左右する重要な問題であった。すなわち、輸出燐寸に対する需要は品質の良否、価格の高低よりも商標に対する信用によって左右された。従つて、一度、信用をおとした商標はその販路を開ざされ、逆に信用を得た商標は市場を拡大することができた。それ故にまた、信用ある商標に対して類似商標をつくつてその市場を妨害するという同業者の競争も激しかったのである。

輸出燐寸の商標は普通、燐寸業者が数十種を案出し、清商にはかつて決定したものを異標同質の商品として貼付し、輸出したものであるが、その中、一・二種が信用を得るにすぎず、製造業者はこの信用を得た商標を売り拡めるために品質を精良にし、価格を低廉にした燐寸を製造するのである。しかし、このようにして信用を得た商標もその輸出にあつては取扱清商の名前が記入されるのみで、製造業者の名前が書かれないので極めて従属的なものであった。そのため製造業者はその商品を他に売渡すことができず、また独立して直輸出することもできなかつた。その結果、清商は製造業者に価格の引下げを要求するなどの行為をおこなつたのである。これに対し、燐寸業者は低廉な原料を使用することによつて、それに対応するのであるが、その結果は品質の悪化による信用の失墜という矛盾をもたらすことにな

つたのである。

このように、わが国燐寸工業が輸出産業としてもつ諸矛盾の解決策として直輸出問題があつた。しかしながら、流通資金さえ清商の前貸金融に依存するという零細業者の多いわが国の燐寸工業では燐寸の直輸出は不可能であつた。

ここにすでに創立以来、東アジア各地に積極的に進出していた物産と燐寸業者の結びつきの一つの根拠があつたのである。すなわち、わが国燐寸業者の燐寸直輸出のない手としての物産の存在は、清商従属のわが国燐寸工業の自立化を促進するものとして期待されることにもなつたのである。

- (1) 燐寸工業の濫觴については『明治工業史』化学工業篇 九四三ページ以下参照。
- (2) 武田信一『坂神輸出燐寸業調査報告』 九六ページ。
- (3) 日本銀行調査局編『日本金史資料』明治大正編第二十四卷 三一九ページ。
- (4) 武田前掲書 九一ページ。
- (5) 同右 九八ページ。
- (6) 同書 四四～五八ページ。
- (7) 武田前掲書 七四ページ。

2 生産構造の特質

わが国燐寸工業の構造的特質を結論的にいうならば、生産過程における技術的簡易性とその細分化、低賃金にもとづく労働力編成、有力な輸出商品としての国際商品市場との結合、生産資本に対する商業資本の優位と、これらを規定するその生産構造の零細性をあげることができよう。以下、生産構造の特質について若干言及しておこう。

燐寸製造過程は軸木製造、小箱製造、燐寸製造作業の三分化工程からなる。軸木製造工程の基礎は原料たる白楊樹の確保にあり、燐寸工業の創業の初期における軸木生産が原料生産地たる東北、北海道地方に集中していたことはこのこ

とを示している。一八九八（明治三一）年の北海道における軸木生産額は五四万六五七三円余であり、六〇余個所の工場の資本金合計は二七万〇四七八円であったが、その中、資本金一万円以上の会社は七、そのほかは千円以上の資本であり、最も小さなものは一三〇円というものであった。⁽¹⁾ その零細性を示している。

軸木製造工程は伐採、剥割、截刻、乾燥の四工程であるが、その製造過程はさらに細分化されており、切断から荷造まで八過程を含んでいる。⁽²⁾ また製軸職工の賃金は内地向軸木の木挽、ムキ、キザミの三職工のうち、平均一日の取高はそれぞれ五〇銭、約四五銭、六〇銭であり、⁽³⁾ 低賃金労働をその特質としている燐寸工業において、他の工程におけるそれに對して比較的高いものであったといえよう。

次に、小箱製造業についてみれば、燐寸業者が原材から買入れ箱素地を造り、小箱を製造することは少なく、箱素地を買入れ、自ら職工を雇入れ箱を造り、紙及び商標を張るか、工場外にこれをして出し、近隣の貧民にこれを張らせるかの二方法がとられていた。

大阪、兵庫の燐寸工業の発達した地方では、主に請負方法によつて小箱製造から小箱貼付、商標貼りを請負わせることが一般的であった。しかし、製函業者は資本薄弱のため燐寸業者に従属するのが普通であった。そのため一八九八（明治三一）年十二月には神戸において、小箱製造業者が燐寸製造業者に対峙し、職工の誘拐を禁じ、斯業の発展をはかるを目的として、「兵庫県燐寸小箱及素地製造同業組合」を結成したが、製函業者は「燐寸業者ノ雇職工タル如キ」隸属性は克服されなかつた。

また、製函職工の賃金は神戸市内の職工のうち、一日男工四〇銭、女工十八銭であり、小箱貼付は「細民ノ内職」の場合、一日八～九銭から十六～九銭が普通であった。⁽⁴⁾

次に、燐寸工業の基幹工程たる燐寸製造工程についてみておこう。燐寸製造工程は軸揃え、軸並、タタキ、パラフィ

第4表 職工数別燐寸工場規模（明治42年12月31日現在）

職工数 工場数・比	5～9 人	10～29 人	30～49 人	50～99 人	100～499 人	500～999 人	1000人以上	合計
工 場 数	7	57	25	47	55	1	0	192
百分比 (%)	4	30	13	24	29	1	0	100

出所) 農商務大臣官房課編『工場統計表』(明治42年) 7～38ページより作成。

百分比は小数第1位4捨5入。

第5表 主要燐寸会社規模別比較（明治29年現在）

会 社 名	資 本 金	工 場 数	職 工 数
大阪製燐株式会社	5万円	3	1,710人
大阪燐寸株式会社	25万円		500
大阪燐寸株式会社	5万円		300
日本燐寸合資会社	不 明		260
公 益 社	個人経営	4	1,460

出所) 押川一郎ら編『中小工業の発達』132～3ページより作成。

ノ塗、薬附、乾燥、小箱商標貼付、箱詰、横薬塗抹、検査、包装の十一工程があり、就中、軸並作業こそ燐寸製造工程のキイ部門をなすものであった。従つて軸並作業における技術的発展が、燐寸工業の発展を左右するキイポイントとなつたのである。「蓋し燐寸製造機械の変遷は軸排列機械の沿革を舒すれば尽く」といわれるゆえんである。しかし、第四表からも明らかのように燐寸工業は大部分は中小工業であり、一九〇九(明治四二)年の段階においても百人未満の職工をもつ工場が全体の七〇%を占めている。時期的には若干ずつれるが一八九六(明治二九)年の段階における主要な燐寸製造会社の経営規模をみたものが第五表である。⁽⁶⁾これらの諸表からも明らかのように、わが国燐寸工業は少数の大規模な企業とそれ以下の群小の中小規模経営からなりたつてゐることがわかる。

その結果、燐寸工業の基幹作業工程たる軸並工程の機械化も足踏機械が支配的であり、ドイツ式機械の使用は明治期においては支配的たりえなかつたのである。このような燐寸工業の技術的簡易性はその労働力編成をも規定することにもなつた。燐寸工業が大阪、兵庫を中心とし、発達した理由の一につき低廉で豊富な労働力の存在があげられる。すな

形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産（山下）

第6表 男女職工数別燐寸工場数

年次	製造 戸数	職工		
		男	女	計
明治31年	264戸	5,442人	14,466人	19,908人
32	278	5,203	14,026	19,229
33	289	5,228	12,863	18,091
34	261	5,656	16,504	22,160
35	244	4,977	15,064	20,041
36	251	6,294	14,592	20,886
37	219	6,070	15,835	21,405
38	254	5,768	18,761	24,529
39	250	5,468	18,721	24,189
40	257	6,942	16,773	23,715
41	213	4,878	11,828	16,706
42	214	5,288	12,663	17,951
43	203	4,998	12,981	17,985
44	195	4,635	11,742	16,377
大正1	189	4,560	11,819	16,379
2	189	4,907	11,628	16,535
3	181	4,001	11,663	15,664

出所) 第24, 36, 37次『農商務統計表』より作成。

第7表 年令男女別職工数 (明治42年12月31日
現在)

	男工	女工	計
20歳以上	2,251人	4,681人	6,932人
16~19歳	1,052	3,060	4,112
14~15歳	729	2,016	2,745
12~13歳	533	1,391	1,924
12歳未満	198	891	1,089
計	4,763	12,039	16,802

出所)『工場統計表』(明治42年) 41ページより作成。合計が第6表における数値と一致しないのは統計作成時の違いに起因するものと思われる。

わち、その生産過程における技術的簡易性にもとづく家内工業的生産形態は、その労働力を婦女子、老人、幼児労働力に依存させ、斯業をして「典型的な『惨苦の茅屋』⁽⁷⁾たる問屋制度的家内工業」⁽⁷⁾形態をとらせることになったのである。第六、七表は燐寸工業の労働力構成を男女職工別、年令別からみたものであるが男工に比べて女工の圧倒的な優位と、二十才未満労働とくに十五才以下労働の比重が高いことが指摘される。これらの労働力構成は、時期的にも地域的にも同一傾向を示しており、燐寸工業全般を貫徹する基本的特徴である。換言すれば、燐寸工業における労働力構成の特徴は家内労働に依存する生計補充的婦女老幼労働であったといえよう。⁽⁸⁾

「これは燐寸工業が、他の工業に比べてその製造技術が簡易で、「製品、品種はほんの単一」で、ただ意匠や形状が異なるだけ」⁽⁹⁾で、「技術的に労働と機械の組み合せ（生産函数）が、よりおもあつて競争条件からみて、高度技術をもつた高度機械化生産が必要し、絶対的優位をおもつてはかねぬ」⁽¹⁰⁾など、この業のもの技術的特質に規定されたものといえるだらう。

燐寸工業は、その「製造組織が個々分業して整一やるは各種の工業中燐寸工業の如きは多かるべく」⁽¹¹⁾といわれるほど、その作業工程が細分化されて、いふことはやじみたるものであるが、その労働も請負職工、常備労働、家内労働等の諸形態があつた。今、それを軸木製造部門についてみておこう。その他の労働形態は職人的労働であり、明治期を通じてこの作業もほとんど手作業であったがその内容は多様であった。例えば一九〇四年（明治三十七年）五月に発足した「神戸市燐寸軸木職工組合」は木挽、剣、刻軸および把結などのすべての職種を含んでいたが、その中心たる剣職は製軸業者から仕事を請負い、選抜女工には自己の計算で請負代金のながら支払う親方職人であり、刻職や把結などは工場労働者であるところ変則的な組合であった。⁽¹²⁾このふたたび燐寸職工の労働状態を示したもののが第八表である。

第8表 燐寸職工賃貸及ヒ労働時間（明治42年12月31日現在）

職工1人1日ノ賃錢	労 動 人 夫			1ヶ年 平 均	1日 就業時間	1日 休憩時間						
	14才以上	14才未満	男									
			男	女	計	日 數	1ヶ月間 間就業 休業日数	普通ノ 場合	普通ノ 場合	場合	場合	
大阪府	41銭	24銭	18銭	15銭	35人	5人	40人	304日	4 日	11.0 時間	—	2.0 時間
兵庫県	40	21	15	10	118	58	176	302	4	11.0	—	1.0

形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産（山下）

この表からも明らかなように、燐寸工業における労働条件はその技術的簡易性ともあいまつて、基幹産業部門におけるいわゆる半隸奴的賃金労働（鉱山における納屋制労働、紡績業における寄宿舎労働）に比較すると、その肉体消磨度においてはるかに軽度ではあったが、その低賃金労働の法則はここにも貫徹しているのである。

それは、燐寸工場の多くが都市の町端に集中していることと密接に関連している。すなわち、燐寸工業の労働力の供給源はいわゆる「都市貧民」であった⁽¹³⁾。その意味で斯業における主要な労働形態は大都市の「貧民」の婦女老幼労働に基づをおく生計補充的労働であったといえよう。

かくして、わが国燐寸工業の構造的特質は、少数の大規模資本とその他の中小規模の群小資本の二重構造と、婦女老幼労働に基づをおく生計補充的労働形態にあるといえよう。

- (1) 武田前掲書 一二ページ。
- (2) 詳しくは同右三三ページ以下、及び古郡良介『燐寸業取調報告』参照。
なお小宮山前掲書ではこの工程を九工程に分けている（同書 一五六ページ）。
- (3) 武田前掲書 二九ページ。
- (4) 以上については同右 三八～四一ページ参照。
- (5) 同右 六一～九ページ。なお小宮山前掲書も十一工程に分類しているがその内容は若干異なっている（同書一五四～五ページ）。
- (6) 前掲『明治工業史』化学工業篇 九六五ページ。
- (7) 山田盛太郎『日本資本主義分析』 四八ページ。
- (8) この点についての詳しい分析は例えば横山源之助『日本の下層社会』（岩波文庫版）一八九ページ以下参照。なお、小宮山琢一は燐寸工業の労働機構として(1)女工及び幼年工の比重、(2)マツチ女工型の表出、(3)労働力の浮動的性質、(4)生計補充的労働、(5)賃金水準の最低、(6)大都市スマの連繫をあげている（小宮山前掲書 一七五ページ以下参照）。
- (9) 藤井茂編『マッチ工業構造論』 六ページ。

(10) 同右 六ページ。なお前掲『明治工業史』化学工業篇ではわが国における燐寸工業が手工業乃至家内工業として発達した理由を(イ)統一なき生産的分業、(ロ)豊富で低廉な労働力の存在の故に機械工業として巨額な資本と不廉なる金利の支払による採算上の不利益、(ハ)海外販路の広大さのために需要地における嗜好の相異とそれによる燐寸の種類の雑多性と製造者の競争激化が機械化を不利にしたこと、(シ)手工業作業の日本人労働への適応性をあげているが(同書九六四～五ページ)、何よりもその製造過程における技術的簡易性をあげることができる。

- (11) 横山前掲書 二三四ページ。
(12) 藤井前掲編書 一九一ページ。

(13) この点については横山前掲書において大阪のスラム名護町を中心とした分析がある。

3 燐寸輸出の發展

前節において明らかにした生産構造をもつ燐寸工業は、創業間もなく輸出産業として定着した。第九表は当該時期におけるわが国燐寸生産高を、その輸出高との比で明らかにしたものであるが、ほとんど累年その生産高の八〇%以上を輸出しており、輸出産業としての斯業の性格を明確に示している。

燐寸生産は、地域的には全国的に散在しているが、輸出向燐寸の生産はそのほとんどが大阪、兵庫(とくに神戸)を中心とする)の二府県に集中していた。従つて、輸出産業としての斯業の諸特徴を明らかにするには、この二府県のそれを明らかにすれば足りる。

第一〇、一一表は一九〇一(明治三四)年末の大坂における燐寸工場の実態を示したものであるが、小規模經營が多く、また機関も三個一〇馬力にすぎなかつた。大正初年の段階でも、大阪では大阪公益合資会社(資本金一〇万円)が最も大きな經營であり、それ以外は小規模經營であった。また大阪では黄燐寸の生産が中心におこなわれていた。

一方、「化学工業中の燐寸は神戸市の誇るべき伝統的産業として最も古き沿革を有し、本邦輸出燐寸の中心をなし、よくスエズ以東の市場を独占するの發展」を示していた神戸においては、五十余名の製造業者中、個人經營四三、会社組

形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産（山下）

第9表 燐寸産出及輸出累年比較

年	内 国 产 出			外 国 輸 出			產出百分比例	
	數 量	価 額	一哥ニ付価額	數 量	価 額	一哥ニ付価額	内国在留 %	外国輸出 %
明治30年	哥 24,038,960	円 6,548,492	0.272	哥 19,358,146	円 5,641,993	0.289	19	81
31	哥 22,226,289	円 6,445,164	0.290	哥 22,078,362	円 6,273,949	0.284	1	99
32	哥 25,647,725	円 5,871,506	0.229	哥 19,628,134	円 5,890,666	0.300	23	77
33	哥 21,354,801	円 5,886,388	0.275	哥 19,317,994	円 5,760,869	0.298	10	90
34	哥 32,901,319	円 9,266,689	0.280	哥 24,990,621	円 7,392,869	0.298	24	76
35	哥 27,400,508	円 8,608,571	0.314	哥 27,290,831	円 8,169,966	0.299	—	100
36	哥 32,392,739	円 9,872,591	0.305	哥 28,628,869	円 8,473,072	0.296	12	88
37	哥 35,301,434	円 11,745,646	0.333	哥 33,290,631	円 9,763,860	0.293	6	94
38	哥 38,842,947	円 12,219,573	0.314	哥 37,706,025	円 10,360,762	0.275	3	97
39	哥 54,802,293	円 15,516,980	0.283	哥 38,618,512	円 10,915,905	0.283	30	70
40	哥 57,125,761	円 15,078,132	0.264	哥 33,572,100	円 9,446,532	0.281	41	59
41	哥 39,397,680	円 10,741,886	0.273	哥 33,873,964	円 9,468,602	0.280	14	86
42	哥 49,972,039	円 14,058,963	0.281	哥 41,407,083	円 11,625,185	0.281	17	83
43	哥 49,947,215	円 12,610,503		哥 38,188,795	円 10,389,666		24	76
44	哥 43,948,327	円 12,203,608		哥 37,445,323	円 10,072,886		15	85
45	哥 52,845,232	円 14,147,369		哥 44,871,921	円 12,043,784		15	85
大正2	哥 51,731,010	円 14,188,133		哥 44,009,247	円 11,864,514		15	85
3	哥 49,050,229	円 15,545,855		哥 39,522,988	円 11,052,254		19	81

出所) 第22次、第26次、第31次『農商務統計表』より作成。

注) 1哥(グロス)は4箱である。

第10表 大阪における有力燐寸会社(明治34年末)

会 社 名	創立年月	資 本 金	同 払 込 金	積 立 金
大阪燐寸電光	明治29年2月	円 60,000	円 60,000	—
大阪燐寸	29年3月	円 32,000	円 12,800	—
鶴鳴合資会社	31年7月	円 1,500	円 1,500	—
日本燐寸合資会社	25年8月	円 5,000	円 5,000	—
沖鹿燐寸合資会社	33年12月	円 12,000	円 12,000	—
計		円 110,500	円 91,300	—

出所) 大阪府編纂『大阪府誌』第2編457ページより作成。

第11表 大阪府下工場数及び職工数

年	工場数	職工人員	原動力	
			機関数	公称馬力
明治20年	16	2,880		
21	17	3,033	1	3
22	19	2,954		
23	21	3,638		
24	22	3,901		
25	21	4,017	1	4
26	22	4,914		
27	29	4,980		
28	31	5,942	1	6
29	31	4,302		
30	29	4,934		
31	27	3,421		
32	25	3,217		
33	33	2,323	2	9
34	43	4,977	3	10

出所)『大阪府誌』第2編458ページ

織十一であったが、その中の最大のものは日本燐寸製造株式会社（資本金百万円）「日本燐寸株式会社ともいう」〔引用者注〕であった。神戸においては安全燐寸の生産が主におこなわれていたが、とくに黄燐々寸の製造禁止や日清戦争による清商の大坂からの移住や帰国によって、一九〇〇年代には、わが国燐寸工業の中心は神戸を中心とする兵庫地方に移つていった。とくに、東アジア市場への輸出の積出港をもつ神戸はその中心として発展していくのである。

こうして、一九〇五（明治三八）年には輸出額がはじめて一千万円を超し、一九〇九（明治四二）年以降累年一千万円を超すにいたるのである。また、その輸出先は上海、天津をはじめとする中国の開港場を中心に、北清地方、香港、台湾地方と、シンガポールを中心とする東南アジア市場へと拡大されていくのである。

第12表 神戸港輸出国別燐寸数量及び価格

明治	三十二年		三十三年		三十四年		三十五年		三十六年													
	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格												
香港	7,596,550	打	2,437,020	円	7,256,000	打	2,648,557	円	8,083,310	打	2,992,992	円	9,128,000	打	3,522,000	円	9,562,447	打	3,665,189			
上海	2,867,600	849,812	2,867,600	642,110	3,201,675	959,821	2,954,350	1,006,275	4,682,390	打	1,500,891	芝罘	1,669,850	417,717	1,452,900	377,255	3,033,950	774,621	2,941,750	748,114	2,242,850	533,059
新嘉坡	1,303,650	414,318	1,330,450	455,044	1,709,200	59,312	1,694,900	618,941	2,165,600	打	787,572	天津	1,658,600	415,106	1,092,150	289,272	1,653,200	423,592	2,542,150	649,765	1,675,150	392,765
孟買	1,141,400	327,842	1,225,200	350,761	975,400	274,784	491,250	147,409	718,250	打	210,248	カルカッタ	241,850	73,826	524,050	170,123	572,500	187,410	510,200	178,830	614,850	212,102
牛莊	88,600	22,150	144,200	38,426	351,650	89,454	361,700	94,410	238,450	打	60,286	蘭貢	40,400	12,524	8,750	2,725	75,600	26,642	150,450	53,279	212,050	74,303
廈門	107,570	32,754	194,470	64,370	87,330	28,541	68,800	25,278	59,970	打	21,467	青島	—	—	11,050	564	64,300	16,563	234,100	68,263	389,800	93,234
旅順	—	—	1,500	510	25,866	8,715	63,500	23,719	53,500	打	19,213	打	打	打	打	打	打	打	打	打		

出所) 打田橋三郎編『日本燐寸界名鑑』23~24ページより。

注) 神戸港は全国総輸出額の8割以上を占めている(同書24ページ)

(→) 『英日訳』第11編 大體 10月~11月

一 三井物産の燐寸工業への進出

1 営業方針と燐寸取扱業の展開

日本製燐寸のわが国燐寸業者による最初の直輸出は、一八九六（明治二十九）年、神戸の直木燐寸が物産シンガポール店からの注文に応じて、自からの商標を付して輸出したことに始まるといわれるが⁽¹⁾、物産の資料によれば一八九五（明治二十八）年八月にシンガポール、香港、ボンベイの各支店、出張員に見本として物産の商標を貼付した燐寸の買持を認可しており、九五（明治二十八）年中には燐寸の輸出をおこなっていたものと思われる⁽²⁾。

すなわち、一八九五（明治二十八）年八月、社長から大阪支店に次のような「令」が出された。

令
大阪支店

東洋ニ於ケル燐寸ノ商売ハ将来大ニ望ラ属スヘキ業務ナルヲ以テ、之レカ仕入方ハ全ク其店一任候ニ付、其店ニ於テ信ヲ措クニ足ルヘキ製造所ニ特約ヲ為シ、特ニ当会社ノ商標ヲ作り之レカ登録ヲ受ケ、此商標ヲ付シ上海、香港、新嘉坡、孟賣等ニ各見本ヲ送リ之レカ販途ヲ拡張スルコトヲ勉メ、彼レヨリ注文ヲ得ハ直チニ之ト相應シ得ル様專業者一名ヲ傭入レ、充分之レカ準備ヲ為スベキ事

但、商標売弘迄ノ間ハ多少ノ損失ヲ來スモ、利益ヲ永遠ニ帰シ敢テ意ニ介セス之レカ販途ノ伸張ヲ計ルヘシ
右相達候也

明治二八年八月二三日

社長

すでにこの「令」の中に物産の燐寸取扱業の基本方針が打ち出されている。すなわち、第一は大阪支店をその取扱の中心とすること、第二は信用ある製造所との間に特約関係を結ぶこと、第三に自己の商標を作り、その販途の拡張をはかること、そのために多少の損失にかまわず「利益ヲ永遠ニ帰シ」て、積極的に斯業に取組むことなどである。以後、物産の燐寸取扱業は、基本的にこの方針にそつて展開されていくことになるのである。

一八九八（明治三二）年七月、燐寸を棉花、綿糸、石炭、大豆及び大豆粕、生糸、輸出綿布、米などと共に共通計算商品とする「共通計算規程」⁽⁴⁾が制定された。この「規程」制定の目的は「各店間ニ於ケル競争ヲ避け、相互ノ氣脈ヲ通シ商務ノ敏活ヲ計ルニ在」（第一条）り、そのために各商品の取扱店を仕入店、仲次店、販売店の三店に分ち（第三条）、その中の内外枢要の一店を首部とする（第四条）など、商品取扱業務の内容を規定したのであるが、燐寸に関しては実施されなかつたようである。すなわち、一八九九（明治三三）年七月、大阪支店長飯田義一は東京本店重役々場宛「書状」⁽⁵⁾の中であつたようになつてゐる。

一、燐寸輸出取扱を棉花の如く共通計算の組織ニ可致御御指図ニ御座候へ共、燐寸の取扱ハ棉花の取扱と者大ニ趣を異ニする所有之、各店と共に計算相立て候事者六ヶ敷、又利害を共通して各店間の競争を防ぐの必要も無之と存候ニ付、結局先般御伺申上候通り販売店と仕入店との乗合勘定という組織に致し、其取扱振も亦其節御伺申上候通りニ御聞済被下度奉願上候、尤も逐年事業発達の結果、共通計算と為すの必要相生候者バ早速其手配仕り、更ニ御伺可申上所存ニ御座候

飯田の燐寸への「共通計算規程」適用反対の主な理由は、燐寸取扱そのものがいまだ十分な収益をあげるにいたつていなかつたが、実際はこの「規程」による仕入店、仲次店、販売店と首部（大阪店）との間における損益勘定計算の複雑性（第十、十一、十四条など）や、市場変動の激しい燐寸の買持、売越から生ずる損益の首部負担（第十四条）など首部となる大阪支店の不利益が多かつたことがその適用に消極的ならしめたものと思われる。この結果、燐寸を共通計算商品とする方針は撤回され、同年七月十八日、あらためて「燐寸輸出取扱規程」⁽⁶⁾が制定された。それは次のようなものであつた。

燐寸輸出取扱規程

一 燐寸輸出販売ハ仕入店ト販売店トノ乗合勘定トシ、其損益ヲ共分スヘシ
二 本商売ニ付テハ大阪店ヲ以仕入店トシ、當口、天津、芝罘、上海、香港、廈門、新嘉坡、孟買、台北ノ各店又ハ出張貿ヲ以テ販

売店トス

三仕入店并販売店ハ一意本商売ノ拡張ヲ計リ、誠実熱心ニ之カ取扱ヲ為スヘシ

四仕入店ニ於テハ販売店ノ申越ニ從ヒ燐寸ノ請出ヲ為スモノトス

五電信ニテ直段ノ照会ヲ為ス場合ニハ、其直段ハC・I・F（冲着直段—引用者注）、又ハF・O・B（舟乗直段—引用者注）、ノ

実価ヲ以テスヘシ

六仕入店ハ販売店ノ撰択ニ從ヒ請出代価ヲ附替ヘ、又荷為替ノ取組ヲ為スヘシ

七本商売ノ経営上必要アルトキハ仕入店ニ於テ社長ヘ御伺之上、燐寸買持認可ヲ受ケ、之ヲ必要ニ応シテ各販売店へ送附シ置クコ

トアルヘシ

八販売店ニ於テハ売上済次第直チニ勘定書ヲ調整シ、仕入店ニ發送スヘシ

九仕入店ニ於テハ五月、十一月ノ兩度ニ損益決算ヲ為スニ付、販売店ニ於テハ四月、十月ノ兩度ニ締切リヲ為シ、勘定書及考課状

ヲ仕入店ニ發送スヘシ

十仕入店ニ於テ販売店ノ申越ニ由ラスシテ積出ヲ為シタルトキハ、販売店ハ委託荷トシテ之カ取扱ヲ為スヘシ

但、此場合ニ於テハ販売店ハ取扱手数料トシテ売上金高ノ百分ノ一ヲ取立ツヘシ

十一花客ノ委託荷ニ付スル手数料ハ千分ノ二十トシ売上勘定書ニ於テ之ヲ引去リ、其内千分ノ十五ヲ販売店ノ所得トシ、残リ千分

ノ五ヲ仕入店ノ所得トシテ附廻ハスヘシ

十二前二項ノ場合ハ乗合勘定以外ニ属スルモノトス

以上

この「規程」においては、輸出販売は仕入店と販売店の乗合勘定となり、経営の都合上必要であれば仕入店の燐寸買持を認め、仕入店には大阪支店、販売店は営口以下の各支店、出張員が決定された。これを先の「共通計算規程」に比較すると、仕入店としての大坂支店の燐寸取扱業におけるイニシャティブが強く表面にあらわれており、その販売も仕入店と販売店との乗合勘定となつており、その損益も「共分」されることになつてている。このことはいまだ斯業において充分な収益が期待できない当時になつては、大阪支店にとつて有利に作用したものと思われる。

統いて、翌一九〇〇（明治三三）年五月、大阪支店に「燐寸取扱細則⁽²⁾」が認可、制定された。これは全二七条（付則二

条を含む)からなり、物産の燐寸取扱方法を詳細に決めたもので、以下、主要な条文を抜萃しておこう。

燐寸取扱細則

第一章 取扱種類

第一条 燐寸取扱ヲ委托荷、約定荷、乗合勘定荷ノ三種ニ区別ス

第二章 委托荷

第一条 委托荷ヲ別チテ通常委托荷、華主委托荷トス

第三条 通常委托荷トハ仕入店ニ於テ販売地ノ状況、送荷ニ利益アリト認メタルカ、或ハ新商標壳拡メノ為メ仕入店ヨリ随意ニ販売地ヘ送荷シタルモノヲ云フ

(中略)

第五条 通常委托荷ハ販売店ニ於テ荷物売却後、直チニ売上仕切勘定書ヲ調製シ仕入店ニ送付スヘシ

第七条 通常委托荷ニ対スル販売店売上手数料ハ總売上高ノ百分ノ一ト定メ、売上勘定書面ニテ差引計算スヘシ
(中略)

第九条 華主委托荷トハ華主ヨリ仕入店ニ依頼シ、販売店ヘ送荷シタルモノヲ云フ

(中略)

第十三条 華主委托荷売上手数料ハ千分ノ二十トシ、売上仕切勘定書面ニテ之ヲ引去リ、其千分ノ十五ハ販売店ノ収入ニシテ、千分ノ五ヲ仕入店ノ所得ト定メ、其仕入店ノ口銭ハ売上仕切勘定書並純売上金送附ト共ニ仕入店ヘ付替スヘシ
(中略)

第十五条 通常委托荷、華主委托荷ハ販売店ニ於テハ各送荷ノ全部売上済ミタルト否ニ拘ハラス(即チロットニ拘ハラズ)、毎月

末、其月内ニ売上ケタルモノニ対シテハ売上仕切勘定書ヲ調製シ仕入店ニ送付スヘシ

但シ、売上仕切勘定書中ニハ必ス仕出店「インボイス」番号ヲ記入ス可シ

第三章 約定荷

第十六条 約定荷トハ販売店ニテ取引先ノ注文ヲ受ケ、仕入店ヘ買付ヲ依頼シ来リタルモノノ取引成立セシモノヲ云フ
(中略)

第四章 乗合勘定荷

第十九条 乗合勘定荷トハ販売地ノ状況流行ノ見込アリト認メタルカ、或ハ新商標壳抜メノ為メ販売店ヨリ仕入店ニ申込ミ、又ハ仕入店ヨリ販売店ニ申込ミ双方合意ノ上積出ヲナシタル荷物ヲ云フ

(中略)

第二十三条 乗合勘定荷ハ販売店ニ於テ各送荷ノ全部売上済ミタルト否トニ拘ハラス(即ロットニ拘ハラス)、毎月末、其月内ニ売上ケタルモノニ対シテハ売上勘定明細書ヲ調製シ仕入店ニ送付スヘシ

(中略)

第二十五条 華主、仕入店、販売店ノ三所ニテ損益共分ノ送荷ニ対シテハ、凡テ此ノ乗合勘定荷ノ規定ニヨリ取扱ラナスヘシ

(後略)

燐寸取扱方法の多様化と仕切勘定の明細な規定が注目される。この「燐寸取扱細則」の制定によつて物産の燐寸取扱の方法的基礎は確定されるにいたつたのである。そして、これらの諸規則の制定の狙いはいうまでもなくその取扱を大阪支店に集中して統一し、斯業の円滑化とその発展をはかるにあつた。その具体的施策として燐寸買持制度の実施があつた。

燐寸買持制度については、すでに「燐寸輸出取扱規程」等において認められていたのであるが、後にみるよう、当初は各支店において買持が認められていた。しかし、一八九九(明治三二)年六月、大阪支店長飯田義一より、東京本店重役々場宛次のような「御伺」⁽⁸⁾が出された。

輸出燐寸取扱の件ニ付御伺

燐寸ハ我邦輸出品中重要な物ニ御座候處、当社ハ其重なる販売所たる東洋各港ニ支店を有し乍ら未だ之が輸出を以て相当の商売と為す能ハざるハ甚だ遺憾の次第ニ御座候、是ハ全く取扱方法宜しきを得不得ニ外ならず候、元來支那印度等ニ於て商標の信用の厚薄ニ由リ、同一品質にて価格ニ毫毛割の差違ある者從来の実験に徴して明なる次第ニ付、第一ニ専用商標の信用を得る事ニ尽力致度奉存候、乍去新商標ヲ売込候者固より容易ノ業に者無之、暫く損益を顧ミズ品位を維持し、数年の間仕入販売両店ニ於て一致協

力熱心ニ從事不致候て者成功六ヶ敷ハ勿論の義ニ御座候間、自今別紙ノ規定ニ由リ取扱申度、販売地各店とも且下相談中ニ御座候處、已ニ両三店よりハ賛成の儀を表し來り候へ者、此儀速ニ御許可被成下度、隨て商標壳拡め準備として燐寸五千箱（金高七万五千元）を限り買持の儀御許容被成下度、是亦併而御願申上候

右御伺まで如御座候也

東京本店

重役々場御中

大阪支店
飯田義一

当時の物産の燐寸取扱業務の実態とその意欲をよく示しているが、買持の理由は商標の信用を拡大するために、販売地における現品の所持が必要であり、同時に仕入店において販売店の売行きに支障を来さないようその積出を容易にするというところにあつた。同年七月、再度五千箱買持の「御伺」が出された結果、その買持は認可された。⁽⁹⁾ しかし一たん許可された五千箱買持もそのままは実施されなかつたようである。その理由としていくつか考えられるが基本的には物産の燐寸取扱業が充分な展開をみせておらず、いまだ不安定であつたことによるものと思われる。このことは翌一八九九（明治三二）年八月、大阪支店長から改めて五千箱買持許可を求めて提出された次の「願」書からも明らかであろう。

願

一 燐寸五千函ヲ限り買持致度事 但シ此代価金八万円ヨリ十万円マデ

燐寸輸出業ハ夙ニ我社ノ着手セん所ニンテ、種々苦心経営致候効モ無之、連年損失ヲ釀シ來リ候所、先ニ各店ニ許可サレタル買越高ヲ取消シ、之ヲ仕入店タル當店ニ集メラレ又取扱方ノ方法ヲ一定サレテヨリ大ニ進歩ヲ見、近來ニ至リテハ殆ンド其基礎ヲ確立セシ有様ニ相成候、然ルニ當社取扱燐寸ノ最大得意場タル新嘉坡ニ於テハ、他ノ燐寸ニ反シ其売行ハ殆ンド雨期ニ限ラレ、又天津牛莊ニ於テハ冬期取引ノ杜絶スル等已ニ牛耳ヲ執レル清商等ニ當ランガ為メ之ヲ必要トスルノ外、特別ノ理由アリテ買持ノ御許可ヲ得候処、元來未ダ利益多キ商内ニ無之ガ為メ、最初ヨリ最小限度ニ於テ買持ヲ願出候儀ニ御座候間今日全ク買持高ハ御許可無之ニ於テハ業務繼續ノ望無之、又仮令御許可被下候共、頭書ノ額ヨリ相下リ候テハ北清ノ諸港ヨリ南清印度ニ及ブ広大ナル市場ノ懸引ニ応シ難キ儀御高察ノ上前記ノ通り御復活被成下度、此段奉願上候也（後略）

すなわち、前年七月に、従来各店の買持を認めたのを改め、大阪支店に集中した結果、物産の燐寸取扱は順調な発展をみせ「本品（燐寸—引用者注）ノ取扱ハ需要地ノ信用ヲ博スルヲ主眼トシ商標売捌メヲ専ラトシテ經營スルヲ以テ未タ取扱高ノ増加ニ比シ利益ヲ占ムルノ程度ニ達」していないが、「当年（一八九九年—引用者注）ハ從来ノ経験ニ徴シ、燐寸輸出取扱規程ヲ設ケ仕入地及ビ販売地ノ歩武ヲ整ニ帰セシメタレバ、今後取扱振リノ区々ヲ排シ一段ノ進境ヲ示サ⁽¹¹⁾ン」という状況にあり、「北清ノ諸港ヨリ南清印度ニ及ブ広大ナル市場ノ懸引」に応じるために、五千箱の買持高が必要だとしているのである。この「願」は翌九月、「能ク販売地ノ状況ヲ調査シ商標ノ売捌ヲ努メ可成先約定ヲ取結」こととして認可されるにいたった。国際的商品として市場における激しい競争に抗して市場を開拓し、その安定的発展をはかるためにも買持制度は不可欠であったのである。

第13表 大阪に5000箱買持を許可したときの各地配付高（単位：箱）

振向地	常備高	運送中ノモノ	合計
天 津	200	50	250
芝 罂	200	50	250
上 海	300	200	500
香 港	300	200	500
新 嘉 坡	800	1000	1800
孟 買 北	500	800	1300
台 北	300	100	400

出所)『会議録』(明治34年)(三井文庫所蔵史料
物産147)

統いて、一九〇一（明治三十四）年七月、上海支店に五百箱、十一月には香港支店に一千箱の買持が認可された（この点については三の1を参照）。このような物産の燐寸買持高の増加は燐寸取扱業の發展に裏づけられていたものであることはいうまでもない。こうして、明治三〇年代の前半における燐寸買持制度の成立は、その後の物産の斯業發展の基礎となるものであった。

さて、物産の斯業取組みの本格化とともに、物産が直面した問題として商標問題があった。燐寸輸出が、燐寸の品質そのものよりも商標の信用の厚薄によって左右される傾向が極めて強かつたことについては、すでにみてきた大阪支店の「諸伺」にも明らかで

あるが「燐寸にあっては商標即ち商品にして多くの場合、取引は一に商標に信頼してのみ行はる」とか、「燐寸貿易ハ燐寸ノ輸出ニ非ズシテ商標ノ輸出⁽¹⁴⁾」であるといわれる如く、市場における商標の信用を得ることが不可欠の重要な問題であった。それは具体的には物産と燐寸製造業者との間の「共有商標」問題として展開していく。そのために、物産は有力な燐寸製造業者との特約関係を結び、更にその生産過程にも積極的に介入していくことになる。この点については、物産と燐寸製造業者との関係を明らかにする上で重要な意味をもつ。以下、この点も含めて物産と燐寸製造業者との関係について節を改めて検討しておきたい。

- (1) 押川一郎ら編書『中小工業の発達』一四六ページ。
- (2) なお、物産の燐寸取扱業務の開始については三井文庫所蔵の物産の一資料「大阪製燐株式会社へ貸金ノ件ニ付同書」〔理事会議案〕(明治三年)物産二二〇所収中に「我社ニ於ケル本業(燐寸—引用者注)ヶ取扱ハ廿六年度ニ於テ漸ク其端緒ヲ開キ」とあるが、詳しくは本稿〔1〕の、2注(1)を参照。
- (3) 三井文庫所蔵史料『諸同及指令綴』(明治二七、二八年)物産八三。
- 以下、本稿で引用の物産番号の資料はとくにことわらないかぎり、全て三井文庫所蔵史料である。
- (4) 「達」(明治三十一年)物産六五。なお、この「共通計算規程」の分析は加藤幸三郎「九州炭礦部成立の諸前提」〔三井文庫論叢〕第二号「一三三八ページ以下」に詳しいが、燐寸については後に明らかにするよう実施されなかつたようである。
- (5) 〔理事会議案〕(明治三年)物産一二一。
- (6) 同右所収。
- (7) 〔現行達令類集〕(明治三八年)物産九〇〇一。
- (8) 〔理事会議案〕(明治三三年)物産一二一。
- (9) 〔指令〕(明治三〇～三一年)物産八四。
- (10) 〔会議録〕(明治三三年)物産一四五。
- (11) 〔三十二年事業報告〕物産六一四〇六一六～一七ページ。
- (12) 前掲『会議録』(明治三三年)物産一四五。

(13) 前掲『明治工業史』化学工業篇 九八八ページ。
(14) 武田前掲書 七四ページ。

2 燐寸工業への進出

物産が燐寸取扱に従事するようになったのは、一八九一（明治二十四）年のことであるが、燐寸工業に積極的に取組むようになるのは、一八九六（明治二十九）年五月、大阪の燐寸業者によつて設立された大阪燐寸会社（資本金五万円）に、大阪支店の小埜理三郎を相談役として入社せしめ、翌年五月に、大阪支店支配人の飯田義一が、その取締役社長に就任したことに始まる。

一八九六（明治二十九）年十二月、大阪支店より本店社長宛次のような〔伺〕⁽²⁾が提出されたが、当時の物産の斯業に対する立場をよく示しているので全文を掲げておこう。

大阪燐寸株式会社株式買入之件伺

燐寸輸出營業之義へ客年御訓令相受候以來香港、新嘉坡両店ト協力一致シ熱心従事教候為メ稍其緒ニ就キ候ヘドモ、何分ニモ當店ニ於テ充分勢力ヲ有スル製造所無之テハ仕入向キモ意ノ如クナラズ、容易ニ清商ノ競争ニ敵スルコト出来不申、此儘ニテ時日ヲ経過仕候テハ幾年ノ後ニ於テ当初ノ希望ヲ達シ得ベキヤ計リ難ク、実ニ残念ニ存候ニ付本年五月中平素懇親ニ致居候取引先ノモノ兩三名相集マリ、大阪燐寸株式会社ヲ組織致候ニ際シ、當店員小埜理三郎ヲ相談役ニ入レ側ラ營業ノ実況ヲ探ラセ居リ候ヘドモ、素ヨリ當店ニ於テ充分其業務ニ立入ルベキ権利モ無之、常ニ隔靴之感有之候、就テハ當時株況ノ不振ニ際シ同社株式大凡四分ノ一ヲ買取り（飯田一引用者注）義一モ役員ノ一二加ハリ、支配人モ猶當社ニテ選定シ、殆んど当社工場ノ如ク取扱候ハヽ大ニ仕入之便利ヲ得、隨テ販売地ニ於テ競争ノ勢力ヲ増シ漸次業務ノ拡張モ出来可申カト奉存候間、御審議之上御許可被成下度此段御伺仕候也追テ同会社資本高ハ五万円株數二千株、一株二十五円、現在払込金一万二千五百円、工場新築中半落成ノ場所ハ西成郡千船村大字佃、分工場借地川南村大字木屋ニ有之、製造高ハ工場落成ノ上ハ両工場ニテ一日四十五箱、地所ハ猶拡張ノ余地有之候（傍点引用者）

明治二十九年十二月一日

社長

三井元之助殿

すなわち、物産の燐寸取扱業への進出は、必然的に斯業の支配者たる清商資本との競争を激化し、その排除によつてのみ可能であったが、そのためには「当社ノ工場ノ如ク取扱」いうる燐寸工場が必要であった。大阪燐寸株式会社はかかるものとして位置づけられたのである。この「伺」は直ちに認可され、物産は二千株中、五百株（一株二五円、払込高六円二五銭）を所有し、「当社其実權ヲ握リ以テ仕入上ノ便宜ヲ得漸次斯業ノ拡張ヲ計」ることになったのである。⁽³⁾

さらに、翌年五月には大阪支店長の飯田義一を取締役社長に就任せしめた。それは「当社其実權ヲ握リ、専ラ当社輸出向燐寸ヲ製造セシムルコトニ」し、「爾來着々其実行ヲ計図シツ、アル際ニ」つき、「此目的ヲ達スルニ最モ便宜ト」されたためであつた。⁽⁴⁾すでに、この時点では物産が人的、資本的支配による系列会社支配のバターンをあらわしているのは注目される。

一方、物産は大阪における有力燐寸製造会社であつた大阪製燐株式会社との間にも特約関係を結んだ。すなわち、一八九七（明治三〇）年七月、物産大阪支店と該社との間に次のような「契約書」⁽⁵⁾が結ばれた。

契約書

一 今回大阪製燐株式会社ト三井物産合名会社大阪支店ト燐寸売買ノ儀ニ付、大阪製燐会社ヲ甲者ト定メ三井物産合名会社大阪支店ヲ乙者ト定メ契約シタルコト左ノ如シ
第一条 甲者ノ製造スル左ニ貼附セシ商標ヲ貼用シタル燐寸（甲者有權登録商標〇一七号）ヲ、新領地台灣全島ニ於テ乙者之一手販売ヲ為スコトヲ是ニ約諾ス

商標（略）

第二条 乙者ニ於テ毎月販売スル員數ハ商況ノ振、不振ニヨリ増減スルト雖モ、予メ二百箱（六百ダース入）以上ヲ目途トシテ、成ルベク多數販売スルコトヲ務ムベキモノトス

第三条 売買価格ハ毎月十五日迄ニ翌一ヶ月分ヲ協議ノ上定約ナスモノトス

第四条 甲者ハ製造ノ繁閑ニ不拘善良ノ燐寸ヲ製造シ、乙者ノ需メニ応シ何程ニテモ相渡スコトヲ約諾ス

第五条 現品ノ受渡ハ北尾小口波止場ニ於テ乙者指図ノ回漕店ヘ出荷ヲ為スモノトス、而シテ出荷後ニ掛ル貯貯及ビ保険等ハ乙者之負担ニシテ甲者ハ一切責任ナキモノトス

第六条 甲者乙者トモ本契約ニ違背セシトキハ、違約金壹千円ヲ違犯者ヨリ約守者ヘ速ニ相渡シ解約スルコトヲ互ニ約諾ス

第七条 本契約ノ年限ハ自明治三十年七月至ル三十一年七月満迄ヶ年間ト為ス、満期ニ至リ双方協議之上尚継続スルモノトス

前条ノ契約ヲ締結セシ証トシテ各自記名調印ノ上壹通宛ヲ所有シ、後日ノ証トナスモノ也

明治三十年七月

大阪製燐株式会社社長 田中市太郎

三井物産合名会社大阪支店支配人

飯田義一

これによつて、物産は台灣における大阪製燐社製燐寸（特定商標）の一手販売権を獲得したのである。そして、大阪製燐社は物産に対し、毎月一定量の燐寸を優先して製造する義務を負い、物産は毎月、二百箱以上の販売の義務を負うことになつた。

この特約関係の成立によつて、物産は燐寸製造業者との関係をより緊密にしていくことになる。燐寸が輸出品としてその重要性を増していくとともに、国際商品市場での激しい競争にたえうるためには、整一な製品の一定量の供給が當時えられることが前提となる。ところがすでにみた如く国内の製造業者の多くはいずれも資本脆弱で機械、原料などの生産手段さえ充分でなく、しかもそのうち確実な業者が多く清商に支配されており、物産にとってもそうした製造業者に融資することは自己の製品の確保と同時に、清商の国内燐寸工業からの駆逐と物産の支配力の拡大を意味した。一八九八年（明治三一）年五月、大阪製燐株式会社に融資をおこなうに際して出された次の「伺書」⁽⁶⁾はこのことをよく示している。

形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産（山下）

大阪製燧株式会社へ貸金ノ件ニ付伺書

(前略) 我社ニ於ケル本業ヶ取扱ハ廿六年度(明治引用者注)ニ於テ漸ク其端緒ヲ開キ、爾來海外支店ト其取引ヲ務ムレトモ、本邦ニ於ケル多數ノ製造家ハ専レモ資本薄弱ノ為メ器械原料トモ充分ノ資金ヲ注入シ得ザルガ為メ、一定ノ製品ヲ供給スルコト能ハズシテ取引上充分ノ結果ヲ見ルニ至ラザリシガ、昨年度ニ於テ大阪製燧社ト製品販売ノ約定ヲ締結シ側ラ大阪燐寸会社ノ製品輸出ヲ為スニ至リタル、以來孟買、新嘉坡、台灣等ニ於テハ大ニ好評ヲ拍シ、遂ニ前記ノ輸出ヲ得ルニ至リタリ、爾來尚同社ト交渉ノ上現今ニ於テハ其製造高ノ三分ノ一ヲ我社ニ引請ケ、外ニ兵庫直木製造所ノ製品過半ヲ買約シテ、毎月輸出額高ハ殆ント千三百箱ニ達セリト雖モ、販路ハ益々増加ヲ來タシ殊ニ印度地方黒死病消滅ノ暁ニハ新商標品ハ愈々売行增加スルノ見込アルヲ以テ百方供給ノ方法ヲ求ムルト雖モ、他ノ製造者中製品ノ確実ナルモ多クハ清商等ヨリ資金ヲ借入レ居ル為メ其製品ハ彼等ノ一括スル所トナリ、遂ニハ如何トモスル能ハス(製燧社及ヒ直木ノ如キモ亦其一部ハ彼等ノ資本ニ依ルモノナリ)、然ルニ今回大阪製燧社ヨリ業務拡張ノ為メ資金ノ融通ヲ我社ニ申込ミ来リタルヲ以テ、同社ノ事業成績等ヲ取調ヘタルニ神坂間ニ於テハ尤モ確実ナル製造会社ニシテ、資本金十万元(払込金額七万五千円)ヲ有シ、製品高一ヶ月凡ソ貳千四、五百箱ニ達セリト雖モ、同社ハ清商怡和洋行ヨリ原料買入ノ資金トシテ昨年中向三ヶ月賦ニテ金三万円ヲ借受ケ、已ニ其壹万円ヲ本年三月中ニ返済シ、尚二万円残額ヲ有スルヲ以テ、今回我社ヨリ借入金ヲナシ右約定期限ヲ短縮シ、一方ニ製造力ヲ拡張セントスルノ目的ニ出ントス、故ニ此時機ニ乘シ適当ノ条件ヲ以テ同社ト結託シ我輸出業ノ拡張ヲ計ルハ尤モ便益ヲ得ルモノナリトス(後略)

大阪製燧社に対する物産の融資の意図のみならず、燐寸工業に対する物産のそれを示して余すところがない。とくに、物産の融資によって、有力清商たる怡和洋行の勢力の駆逐をはかつていることは、物産の燐寸製造業者への融資の意図がどこにあつたかを明白に示しているといえよう。

こうして、大阪製燧社は「既ニ怡和洋行へ約定済ノ人形印燐寸八百函ト朝鮮行犬猿印燐寸五百函宛ヲ除クノ外製品一切ヲ我社(物産一引用者注)へ販売方委託スヘク、又外国ヨリ輸入スヘキ燐寸原料品ノ買入方ハ悉皆我社へ委托⁽²⁾」することなつたのである。

次に、大阪における有力な燐寸製造業者であった大阪燐寸株式会社、大阪製燧会社と同様、神戸における有力な製造

業者で、物産と密接な関係をもつていた直木燐寸会社と物産との関係についてみておこう。

物産の燐寸輸出が、直木製造燐寸のシンガポールへの輸出によつて開始されたことについてはすでにのべたところであるが、このことから明らかに、物産と直木燐寸は早くから関係をもつていたが、一八九八（明治三一）年七月、物産は直木燐寸の有力な商標で、シンガポールにおいて勢力をもつていたベスト燐寸について売買契約を結んだ。それは一八九八（明治三一）年八月から翌年七月にかけての一年間に、直木製造のベスト商標燐寸三千六百箱を物産が買約する(8)といふものであったが、物産はこれによつてシンガポール市場において販途の拡大をはかったのである。これ以後、物産と直木燐寸とは緊密な関係をもつことになり、一九〇七（明治四〇）年一月には日本燐寸株式会社の創立にいたるのである。以上のような物産と有力燐寸製造業者との特約関係の締結が、「本品（燐寸—引用者注）ノ将来ハ軸木ヲ直安ニ取入ル、ト労働ヲ省約スベキ機械ヲ据付クルコトヲ得バ、販路無限ナルモノアルベク本業ヲ継続シテ相当ノ収益アラシメントセバ、此方針ニ向ツテ尽力スルヲ要ス、當会社ノ宜シク注目スベキ所ナリ」(9)という物産の方針的具体化したものにはならないが、この方針の背景にある斯業に対する物産の基本的な意向は、一八九九（明治三二）年の不況についてのべたつぎの言葉に明確にあらわれてゐる。(10)

今日の不景気にて今後半ヶ年も継続仕候者バ、薄資の製造家ハ到底廢業を不免資本の豊富なる者のミと可相成、却て燐寸業の為めに者相場を壊崩し、又ハ粗製品ヲ濫造する少資本家の跡ヲ絶ち候為め仕合の儀と存候、之等少資本家の滅絶と共に輸出燐寸ハ良好の物のミと相成リ信用も復旧し、供給カ需要と平均し、直段の維持も容易ニ出来候事と被存候（後略）

「独占資本の論理」ともいうべき物産の独占化への志向が、一八九九（明治三二）年という早い時期に明確に打出されていることは注目される。

以上のように、当該時期における物産の燐寸工業との関係は大阪燐寸株式会社との間に見られる如き、株式保有に基づいて

づく直接的な経営参加のタイプと、大阪製塗株式会社や直木燐寸株式会社との間にみられる如き、前貸金融に基づく特約関係の保持のタイプの二つに分類することができる。

しかし、一九〇一（明治三十四）年十月、物産は大阪燐寸株式会社の持株全部を大阪の燐寸業者である松田善七に売却し、同時に、会社自身も松田に譲渡された。⁽¹⁾ 資料を欠くためこの間の詳しい事情はわからないが、この突然とも思われる譲渡の理由はどこにあったのであらうか。

第一に考えられるのは経営の不振である。譲渡に際して松田は該社の負債総額と現在株式の代価を譲受代金として、大阪燐寸株式会社に支払うことになった。この負債総額は明らかでないが、経営が不振であった理由として、燐寸工業の構造的特質があげられる。すなわち、燐寸工業はすでにのべたごとく、そのほとんどが中小工業として經營され、しかも燐寸生産において主導的地位を占める軸木排列作業をはじめとして、燐寸工業においては執拗にまで機械化が阻止され「一般工業の技術並に經營がひたむき近代化するとき、マッチ工業においては、機械化の過程が何故かくまで遅々として鈍く、その經營も小規模なのであらうが」⁽²⁾ というほどに機械化阻止の要因が強く存在した。このことは斯業において有力とはいえ、資本金五万円の該社においても例外ではなかつたと思われる。また燐寸工業の持つ競争の激しさと、その不安定性も經營不振の原因に数えられる。

第二の理由として、第一と関連するが当該時期の燐寸工業においては、生産過程に介入することによって生じるリスクは、流通過程のみ介入することによって生じるそれよりもはるかに大きかつたという点である。換言すれば、斯業においては流通過程を掌握することによって、生産過程そのものを支配することが比較的容易であつたこと、すなわち、商業資本の支配が貫徹しやすいことがあげられよう。

第三の理由として、物産全体の営業方針との関係があげられる。すなわち、当該時期の物産の方針は「保守主義」⁽³⁾ と

いわれる益田孝の路線によつており、その一環として所有株式の整理がおこなわれていた。大阪燐寸会社の株式元却がこの整理の一環としておこなわれたものと思われる。

こうして、大阪燐寸会社の直接の經營から後退した物産は、その後、第二の路線、すなわち前貸金融によつて、原料、製品の一手販売権を獲得するという特約関係を結ぶことにより、積極的に斯業に進出していくことになる。そして、その具体的方法は「共有商標」の設定であった。

共有商標とは、燐寸輸出業者が製造者との間に特定の商標を共有して、登記し、その一手販売権を獲得してゆくことであるが、物産は直木政之介、本多義知、土井亀太郎、高坂義兵衛などの有力燐寸業者との間に共有商標を設定した。ここでは直木政之介との間のそれについてみておきたい。

共有商標の設定には普通次のような「契約証書」⁽¹⁴⁾が製造業者との間に結ばれる。

契約証書

今般象童子商標ヲ三井物産合名会社ト直木政之介ノ共有トシ、登録請求候ニ付左記各項ヲ契約ス
一直木政之介ハ該商標ヲ貼付スル燐寸ヲ製造シ、其販売方ヲ三井物産合名会社ニ一任スル事
一三井物産合名会社ハ該商標ヲ貼付スル燐寸製造ヲ直木政之介ニ一任シ、其製品ヲ販売スルゴト
双方協力シテ該商標ヲ貼付スル燐寸ノ販路ヲ拡張スル事

右契約ヲ履行スルコトヲ承認シ茲ニ記名捺印ス

明治三六年七月八日

神戸市楠町六丁目二三四番屋敷

燐寸製造業 直木政之介

東京市日本橋区駿河町老番地

燐寸販売業 三井物産合名会社

代表社員社長 三井八郎次郎

そして、この両者の連名で次のような「商標登記願」が農商務省特許局長に提出される。⁽¹⁵⁾

商標登記願

第五十一類

摺附木

私共儀前掲商標ニ付登録相受度此段相願候也

明治卅六年七月八日

兵庫県神戸市楠町六丁目「百井四番屋敷

燐寸販売業 直木政之介

東京市日本橋区駿河町一番地

出願代表者 代表社員社長 三井八郎次郎

特許局長 柳谷謙太郎殿

そして、これが認可されて、共有商標としての効力を持つことになる。この契約には普通期限が定められていたが、解約する場合にはその「届」が特許局長まで提出されねばならなかつた。

第一四表は物産の燐寸買持五千箱の内訳と、輸出市場別の取扱商標を示したものであるが、天津、芝罘における樂全印を例外として、市場によって商標が異なつており、斯業における商標の持つ特殊に重要な意味をよく示している。また、シンガポール、香港、上海などの有力な海外市場向燐寸が、物産の登録商標と、一手販売商標によつて占められてゐることは、これらの海外市場への物産の積極的な進出の姿勢を示すものといつてよい。燐寸の販売は商標の信用によつて左右されるものであり、従つて、物産は燐寸取扱をおこなうに際して、商標の信用獲得のために種々の方策を実施し

第14表 三井物産燐寸買持高内訳及び取扱商標（明治32年現在）

	天 津	芝 署	上 海	香 港	新 嘉 坡	孟 買	台 北
種 類	黃 燐 々 寸	黃 燐 々 寸	硫 黃 燐 寸	安 全 燐 寸	安 全 燐 寸	硫 黃 燐 寸	安 全 燐 寸
商 標	×平 安 印	×平 安 印	○牛 童 子 印	○鯉 印	×鳩 印	△龍 首 印	○赤 五 印
	○美 全 印	○美 全 印	○カ ガ ル 印	○双 馬 印	×双 象 印	△塔 印	×赤 双 象 印
各店買備品	200箱	200箱	300箱	300箱	800箱	500箱	300箱
通送中ノモノ	50	50	200	200	1,000	800	100
合 計	250	250	500	500	1,800	1,300	400

出所)『理事会議案』(明治31、32年)物産121

注)商標×印→当社登録商標 ○印→当社一手販売品、△印→他人商標ニシテ一手販売品ニアラズ

マニハのドスルが、共通商標の認定は1挺量の良質な製品の迴流を確保するため商標の通用獲得といひて極めて有利であるに因時、共有商標の獲得によひて、燐寸十業からの清酒の駆逐を意図してたゞいわば壯田にておへる弊がある。

(一)『理事会議案』(明治31年)物産110。たゞ、『支店出張所巡察報告』(国内、明治11・117年)物産1186によれば次の如きの如也。

別紙明治17年中損益予算書中ニ掲タル如ノ各商品ノ外、更ニ明年中当社ニ於テ新規取扱方計画中ノ品々ハ銅各種、棉花現物、燐寸及燐寸薬品類、砂糖、綿織物等ニシテ是等ノ諸品ヲ以テ別紙純益金額ヲシテ一層増殖スルコトヲ得べシ
(中略)

1、燐寸ハ当地(大阪一五用者注)ニテ此業ニ於テハ最モ有力ナル滝川弁[1]、播磨幸七両氏ノ手ヲ以テ燐寸原料品ノ輸入及

鱗寸ノ輸出ヲ計ラシガ為目下準備中ナリ
これによれば、一八九三（明治二六）年中は、まだ物産が鱗寸取扱業務に従事していない如くであるが海外支店においては
すでに一八九一（明治二十四）年のシンガポール出張店の『總勘定書』中に、「見本勘定」として鱗寸勘定が出ており、同年
中には開始されたことが明らかである〔新嘉坡出張店總勘定書〕（明治二十四年）物産五四二ノ一四〕。

(2) 『理事會議案』（明治二九年） 物産二一八。

(3) 同右所収。

(4) 『理事會議案』（明治三十一年） 物産一一九。

(5) 『會議案』（明治三十一年） 物産一四一。

(6) 『理事會議案』（明治三十一年） 物産一一〇。

(7) 同右所収。

(8) 同右所収。

(9) 『明治三一年事業報告』（明治三一年） 物産六一四ノ六 一六ページ。

(10) 『理事會議案』（明治三十一年） 物産一一一。

(11) 『會議案』（明治三四年） 物産一四八、及び、『指令』（明治二十四年） 物産八五参照。

(12) 小宮山前掲書 一六五ページ。

(13) 益田の「保守主義」については検討を要するが、さしあたっては『支店長諮詢會議事錄』（明治三六年—以下『諮詢會議

事錄』と略す）物産一九七ノ二 五~六ページ参照。

(14) 『商標登録書類』（明治三三~三六年） 物産五一四。

(15) 同右所収。

二 東アジア鱗寸市場における三井物産の発展

1 中国市場における鱗寸輸出の展開

創業間もなく輸出産業として定着したわが国鱗寸工業の輸出市場は、上海、香港を中心とする中国市場とシンガポー

ルを中心とする東南アジア市場であったが、本節では中国市場におけるわが国燐寸輸出の展開と、そこににおける物産の発展についてみておきたい。

具体的な論証に入る前に、中国における輸入燐寸市場の状況についてみておこう。

第一五表は当該時期の中国市場への輸入燐寸を国別に比較したものである。⁽¹⁾一九〇二（明治三五）年以前においては日

第15表 中国輸入燐寸国別比較（単位：箱）

	日本		その他各国		合計	
	数量	%	数量	%	数量	%
明治30年	179,483.36	96.9	5,593.20	3.1	185,076.56	100
31	221,460.50	97.5	5,585.58	2.5	227,046.08	100
32	220,186.42	97.3	6,116.52	2.7	226,302.94	100
33	183,324.94	98.8	2,157.22	1.2	185,482.16	100
34	261,040.16	99.2	2,113.02	0.8	263,153.18	100
35	302,522.46	99.5	1,600.34	0.5	304,122.80	100
36	222,267.40	70.1	95,009.80	29.9	317,277.20	100
37	309,968.60	76.3	96,236.52	23.7	406,205.12	100
38	428,435.06	82.5	91,095.66	17.5	519,530.72	100
39	357,576.04	77.7	102,400.56	22.3	459,976.60	100
40	343,990.58	76.7	104,692.79	23.3	448,683.36	100
41	368,975.86	77.6	106,820.14	22.4	475,796.00	100
42	414,744.94	77.8	118,283.34	22.2	533,028.28	100
43	371,500.30	75.1	123,044.32	24.9	494,544.62	100
44	368,999.98	76.3	114,401.22	23.7	483,402.10	100
45	468,112.86	77.9	133,687.54	22.1	601,800.40	100
大正2	436,559.76	76.7	132,403.34	23.3	568,963.10	100
3	363,973.18	76.4	112,742.34	23.6	476,715.52	100
4	323,965.02	77.2	95,503.68	22.8	419,468.68	100

出所)『燐寸工業報告』 107~9ページより作成。

(原典は『海關中外貿易統計年報』)

本燐寸は當時九五〇以上を占め、せんじて世界的地位を示してゐるが、それ以後は一九〇五年（明治三十八年）を除いて、七〇%以上を占めてゐる、相対的にその地位を低下してゐる。

我が國以外に中國市場への燐寸輸出をおこなつたのは、スウェーデン、ドイツ、フランス、アメリカなどであった。

一九〇〇年代後半以降、中國市場をめぐる我が國と他の輸出国との間の競争が激化してゐる事が明確である。この中國市場への輸入燐寸を地域別にみたのが第一六表であるが、主要な輸入市場は天津、杭州、廈門、鎮江、汕頭、廣東などの中國沿岸諸港と漢口で、この表には記載されていないが上海、香港、重慶も有力市場であった。漢口を除く各市場における日本燐寸は圧倒的な優位を示してゐるが歐洲燐寸も順調な伸びを示してゐる。これらの主要輸入市場が

第16表 清國主要各地の燐寸輸入量推移（単位：噸）

	天津		芝 畏		鎮 江		廣 東		廈 門		汕 頭		漢 口	
	歐	日	歐	日	歐	日	（日）	（日）	（日）	（日）	（日）	（日）	歐	日
明治三十一年	138,267	1,046,160	106,420	719,419	31,475	985,825	958,434	447,650	778,253	184,282	549,478			
31	146,959	2,355,804	140,893	1,355,838	16,600	863,850	972,830	623,335	921,475	18,350	79,030			
明治三十二年	127,696	1,981,239	55,766	1,272,050	21,680	1,047,850	923,839	632,850	760,483	62,765	325,005			
32	18,391	941,177	9,791	1,328,244	17,275	913,350	888,906	661,080	739,100	17,050	174,930			
明治三十三年	89,297	2,083,731	8,629	2,275,674	13,075	1,262,510	1,031,750	455,402	748,966	—	18,635			
33	54,208	3,820,349	1,688	2,463,834	12,736	1,273,150	1,094,158	595,347	847,253	26,260	22,660			

出所)『清韓輸出本邦紡糸、紗布、燐寸、紙巻煙草附在資料』198ページ第4表より作成。
注) 日および(日)は日本製、次は歐州製を示す。

いざれも当該時期の主要な貿易港であったことはいうまでもないが、後述するように、中国における燐寸工業の発展がこれらの貿易港を中心として発展していることと関連して注目しておきたい。

第一七、一八表は香港、上海市場における日本燐寸の輸入高を示したものであるが、とくに香港市場への輸出高が極めて大きい。これは香港市場が日本燐寸の「一手販売所」であり、漢口をはじめとする南清地方、シンガポール、ボンベイなどの東南アジア市場への仲経貿易港としての役割を果していたことと関係があつた。また、上海市場においても、日本燐寸の伸びは顕著であつた。

こうして、明治三〇年代前半における中国燐寸市場は次のような状況であった。すなわち「従来清国用燐寸ノ供給ヲナシタルモノハ、歐州及日本産ニシテ其他少許ノ自國製造ニ係ルモノアリタルナルガ歐州品中其大部ヲ占メタルモノハ瑞典製燐寸ニシテ、夙ニ東洋ニ供給ヲ為シ其余力延テ支那ニ及ビ、一時ハ殆ド其例ヲ見ザルノ好況ヲ呈セリ、然ルニ近來大ニ我燐寸輸出ヲ來シ激烈ナル競争ノ結果、我燐寸ノ価格低廉ナルガ為メニ遂ニ其得意ヲ奪ヒ瑞典燐寸ハ僅ニ黃燐寸

第17表 香港における日本
燐寸輸入高

	日本燐寸輸入高 哥
明治30年	10,479,304
32	8,854,531
34	9,653,285
37	9,570,700
39	9,909,750
43	8,877,184
大正2	9,653,433

出所)『大日本外国貿易年表』

第18表 上海における燐寸
輸入高(単位:哥)

	輸入燐寸高
明治 35	624,841
36	1,091,035
37	1,130,415
38	2,212,719

出所)農商務省工商局編『清韓輸出本邦綿糸、綿布、燐寸、紙巻煙草調査資料』207ページより作成。

寸ノ我国ニ於テ製造セラレザルヲ奇貨トシ之ニ由テ残壘ヲ維持スルニ止⁽³⁾まるという状況であつた。日本燐寸とスウェー
デン燐寸との激しい競争の実態を示してゐる。しかし、すでにこの段階においても「現時外國ノ競争ノ如キハ恐ル、ニ足
ラザルモ、清國ニ対スル燐寸輸出業ノ一大障害トシテ憂フ可キハ清國ニ於ル燐寸工業ノ經營之レナリ」と捉えられてい
た中国における燐寸工業の発展は、明治三〇年代後半以降においても、「其幼稚にして吾人の敵」ではないとして、「本
邦燐寸業者は清國を以て本邦燐寸の独占市場となし、清國燐寸工業に就て別に顧慮する所なしと雖、其将来は唯に樂觀
して是に臨むべきに非⁽⁵⁾ざるものであつた。歐州燐寸をおさえて、中国市场における支配権を確立していいたわが国の燐
寸工業にとって、最大の「強敵」となりうるものは中国土着の燐寸工業であつた。従つて、次に中国燐寸工業の展開につ
いて概観しておこう。

中国における最初の燐寸工場は、一八八九（明治二二）年、重慶に設立された森昌泰公司であるといわれるが⁽⁶⁾、その發展の契機となつたのは日清戦争の結果、締結された「日清講和条約」であった⁽⁷⁾。この条約によつて、わが国燐寸業者の中国進出は促進され、それはまた、中国燐寸工業を刺激し、その發展をうながした。第一九表は当該時期の中国における燐寸工業の展開を示したものであるが、合弁会社の多いことが注目される。以下、主要な燐寸生産地について概観しておこう。⁽⁸⁾

香港は日本燐寸の中心的輸出市場であったので土着資本は十分な展開をみせなかつたが、一八九三（明治二六）年に英・清合弁の隆起公司が設立され、太軸安全燐寸を製造していた。しかし、それも船舶内に販売するにとどまつていた。一八九七（明治三〇）年には資本金四万両の花旗柴公司が設立されたが、その生産高も少なく、香港は主に日本燐寸の輸出市場としての位置にあつた。

上海地方も「我輸出燐寸の好得意地」であり、土着資本としては燐昌、祥森の二つの製造所があつた。後者は資本金十萬両の株式会社で安全燐寸の製造をおこなつて、次第に発展してきたが、工場の事故で操業を中止するなど經營は不

第19表 清国における既設燐寸製造所

製造所名	設立地名	設立年月	資本金	摘要	要
花旗柴公司	九 龍	明治30年	4万両	米国人ノ名称ノ下ニ支那人ノ合資組織	
隆起公司	"	26	2万両	支那人合資組織	
福建火柴廠	福 州	34	5万両	当初グレク商会ノ所有ナリシモ今ハ 英商天祥洋行が清人ト株式組織	
※ 聚昌公司	重 慶	22	5万両	朱某発起株式会社	
森昌公司	"	26	3万両	"	
有燐公司	"	34	4万両	白石竜平ノ名義資本金ハ清人	
恵利公司	"	38	1万両	日本人某ノ名義	
東華公司	"	38	2万両	"	
豊裕公司	"	38	2万両	"	
熒昌公司	漢 口	30	30万両	合資組織	
和豊公司	長 沙	30	15万両	"	
京師再鳳内 柴有限公司	北 京	37	5万両	株式会社	
熒昌公司	上 海	23	5万両	合資組織	
列昌公司	"	不明	不 明	37年ニ倒ル	
栄昌公司	"	"	"	既ニ解散	
燧昌公司	"	"	"	"	
大和公司	廣 東	"	4千弗	合資組織	
巧明公司	佛 山	"	不 明	今ハ存セズ	
瑞記公司	"	"	"		
栄新公司	"	"	"	今ヨリ3年前ニ閉業ス	

出所) 根岸信編『清国商業綜覧』523~4ページより作成。

注) ※は森昌泰公司ともいった。

安定であった。

当該時期の中国において最も燐寸工業の発達していたのは重慶であった。重慶は中国における燐寸工業の発生地であり、一八六九（明治二）年には森昌泰公司が、また、一八九三（明治二六）年には森昌正公司が設立されたが、四川省は交通不便のため、外国燐寸の入川運賃の高騰と原材料が豊富に産するところから、両会社の営業は著しく発展したといわれる。⁽¹⁰⁾ 一九〇一（明治三四）年には白石竜平が有燐公司を設立し、翌〇二年には日本人居留地に工場を設けて開業し、一九〇七年頃には六工場を数えるにいたった。

漢口地方においても燐昌公司は、中国における燐寸工場中最も有名で大規模なもので、上海の燐昌公司の進出したものであつたが、一九〇〇（明治三三）年、資本金三〇万円で設立され、硫黃燐寸の製造をおこなっていた。その後、同公司は漸次発展し、湖南、河南においては日本燐寸を駆逐し、同地方を独占的に支配するにいたつたのである。その經營規模は社員四五〇人、使用職工平均五百〜二千人に及び、一日の生産高は一四〇箱に達した。

また、北清地方では一九〇六（明治三九）年、吉林に日、清合弁の日清燐寸株式会社が資本金三〇万円をもつて設立された。これは広島の燐寸業者高阪万兵衛が中心となつて經營にあつたものであるが、黄燐燐寸を製造し、原材料の豊富なこととあいまつて北清地方において「其将来の發展期すべし」といわれるものであった。

その他、廣東、福州、杭州、仏山等にも土着資本の勃興がみられたが、概して經營不振であった。

このように中国における燐寸工業は外資本との合弁によるものが多かつたが、その弱点として、軸木原材料、函用木片などをわが国からの輸入にあおいでいることであった。第二〇表は一八九八（明治三一）、九九年におけるわが国の燐寸軸木の輸出高を示したものであるが、香港を含む中國向輸出が大部分であった。

このような弱点をもちつとも、斯業の技術的簡易性とあいまつて、中国燐寸工業の抬頭はわが國燐寸の輸出にとって、

第20表 日本輸出燐寸軸木仕向先

年 国名	明治31年		明治32年
	円	円	円
支那	119,266		145,292
香港	31,672		34,487
朝鮮	72		1,142
計	151,010		180,921

出所) 武田信一『坂神輸出燐寸業調査報告』
31ページ

一大脅威となるものであり、中国燐寸市場での競争を激化させるものであった。
さて、このような中国燐寸市場と燐寸工業の発展の中で、物産の燐寸取扱が
どのように展開しているかという点について、次にみておきたい。まず、中国
市場における物産の輸出燐寸取扱高が最も大きく、且つ、南清地方の中心市場
であった香港市場からみておこう。香港の燐寸市場については一八九八（明治
三二）年に益田孝の調査による「復命書」に詳しい。
⁽¹¹⁾

それによると物産の香港市場での取扱品は当初、大阪燐寸会社の製品が中心
であったが、価格の変動と品質不良のために約定も一時停止し、売行きも次第
に悪化していた。そのため大阪製燐社の製品に替え、売り始めたが新商標の
ため値段が安く、損失を招いている状態であった。その後、種々画策したがうまくいかず燐寸商売上一頓挫を来たして
いる状況であった。燐寸の販路拡張には仕向地における民衆の習性を熟知する必要があり、特に燐寸の如き日用必需品
においてはこのことはその販路拡大において重要な問題であった。この点について、右の「復命書」は次のように述べ、
その発展の可能性を指摘している。すなわち、中国人は「飛常ニ守旧的ノ人種故、一度其品物ノ良好ナルコトヲ認識ス
ルトキハ少々直段高キモ之ヲ買求メ少シモ他ヲ顧ミス、故ニ新商標ヲ売込ムニハ一年若クハ二年ノ日子ヲ要シ時ニ損失
ヲモ忍ハサルヘカラサルモ、一度其商標売込メハ隨分面白キ商売⁽¹²⁾」となるものであった。また、燐寸の輸出には仕向地
の気候によって品質が左右されるという特殊性があった。香港に限らず多湿な東アジア市場においては特にこの点の注
意が必要であり、そのため上質の燐寸が要求された。物産が燐寸業者と密接な関係をもつにいたる理由の一つもここ
にあった。例えば、湿氣のために軸木の薬品が剝落したり、箱の両端の摺付紙が破れ、火付きが不完全になるといった

ことは輸出品としての燐寸の致命傷となるものであった。また仕向地によって薬玉の色を変えるなどの需要者の嗜好に適応した商品が必要であるなど、輸出品として細かい配慮が払われることも燐寸の特質であった。そのために詳細な市場調査が必要とされ、物産は海外支店に命じて、しばしば市場調査をおこなわせている。

さて、燐寸輸出においては商標の信用を獲得することが、その販路拡張のために不可欠な問題であったことについては、すでに度々のべたが、物産が香港向燐寸の特約を結んでいたのは大阪燐寸会社の衰退後は大阪製燐社であり、その商標は「五福印」と「人形印」の二種類であった。しかし、この燐寸の特約関係を結ぶには困難な問題が生じていた。それは華商がすでにその商標を香港政府に登録しているため、物産が販路を拡張するには新商標の売捌めしか道のなかつたことである。こうした商標登録制を利用して、香港市場で大きな勢力をもつっていたのは神戸に根拠をおく怡和号であった。わが国燐寸工業において清商資本が支配的であることについては、すでにのべたところであるが、怡和号はその中でも最も有力な資本家であった。特に、香港では數種の商標を登録し、その商品は信用が厚く、殆んど日本燐寸の販路を独占しているという状況であった。怡和号は登録商標を付した燐寸を大阪製燐社または自己の經營する工場、あるいは他の製造業者につくらせ手広く販売していた。そのために市況の変動によつて一ヵ所の製造所が製造を拒否しても、他の製造業者に製造させることによつて怡和号自身の打撃はなく、資金的にも製造業者に対して強い支配力をもつていたのである。

これに対し、明治三〇年代初期における物産の香港支店の燐寸取扱高もいまだ少なく、「偶々大阪ノ送荷ヲ受クルモ其品ノ商標未タ売捌マリ居ラザル為メ、已ムラ得ス成行直段ヲ以テ売却シ、其結果、損失ヲ来ストキハ再ヒ其品物ノ送荷ヲ為サ、ルカ如キ有様⁽¹³⁾」であつた。これを克服するには「一两年間損失ヲ忍ヒテ其商標ノ売捌メニ從事」することが必要であり、そのためには各支店が一致協力して、この方針で進まなければならぬと右の「復命書」は指摘している。

一九〇一（明治三四）年十月、香港支店から大阪支店を通じて、次のような燐寸買持に関する「上申書」⁽¹⁴⁾が提出された。

香港支店燐寸買持ノ件

当店燐寸販売業八年来苦心經營致居候得共、清商ノ大強敵ヲ控へ居ル事トテ因難不一方、常ニ損失ヲ出シ來リ候処、大阪支店ノ熱心ナル助力ニ依リ今ヤ我ガ商標ノ追次市場ニ一頭角ヲ顯ハシ候迄ニ追ミ候ハ、聊カ積年ノ苦心ヲ慰ムルニ足ル次第ニ御座候、就テハ此際一層販路拡張ノ手段ヲ回ラシ候事最モ肝要ノ時季ト思考仕候、勿論未ダ新商標之事ニ有之候間、重々直物ノ望手多々、数回ニ瓦ル先物注文ヲ呉レ候向ハ無ニシ反シ、一方仕入方ニ在リテハ材料供給等ノ關係上永期ノ約定ヲ為シ、且又常ニ製造ニ幾分ノ時日ヲ与ヘ候事必要ニ有之、左ナクテハ供給不足ノ為め着々花主ヲ逃シ候ノ恨ミ有之候間、此業ヲ繼續スルノ必要上當分ノ間数量三千箱、金六万五千弗ノ範囲以内ニテ當店勘定ニテ燐寸買持ノ義御許可被成下度此段奉伺上候也

明治三四年十月二八日

社長 三井八郎次郎殿

香港支店長 大塚信太郎

香港支店における燐寸取扱業の実態をよく示しているがこの上申書の提出に対し、物産は參事及び調査課に調査を命じたが、その結果、次のような「意見書」⁽¹⁵⁾が提出された。

香港支店燐寸買持ノ件

香港支店ニ於テ商売成立ノ便宜上當分ノ間燐寸三千箱、金額六万五千弗ノ範囲以内ニテ買持致旨申立有之、右ハ左ノ如ク修正ノ上御許可相成可然ヤニ奉存候

香港支店ノ買持高ヲ壹千箱以内トナシ、大阪支店ノ買持高中ヨリ壹千箱ヲ減ズ

抑燐寸商売ハ年来種々ノ施設ヲ試ミタルニ拘ハラズ全体ニ於テ良好ノ成績ヲ呈スルニ在ラズ、乍併本邦輸出貿易品トシテハ重要ノモノニ付及ブ丈ケノ尽力ヲ以テ有利ナル一商品タラシメント欲シ、多少ノ蹉跎ヲモ顧ズ今日マデ繼續取扱ヒ來リ候処、昨今ニ至リテハ各販売店ニ於テモ漸次経験ヲ累ネ製造者トノ連絡モ其ノ緒ニ就キ、稍好望ヲ前途ニ期シ得ベキヤトマデニ相成申候、殊ニ香港支店ニ於テ半期間三、四千箱ノ販売ヲ見ルニ至リシハ余程ノ進歩ト奉存候、然レトモ一時ニ三千箱ノ買持ヲナスハ從来ノ成績ニ徴シテ聊カ多キニ失スルノ感ナキニアラズ、依テ之レヲ一千箱ニ減少シ暫ラク實際ノ成績ヲ見其模様次第ニテ漸次増加ノ必要アラバ

之レヲ増加スルモ必ラズシモ晩カラザルベシ、況ンヤ仮令實持品アリトスルモ一方ニハ先約定ヲ努メザル可ラザルヲヤ（後略）

こうして、三千箱の買持高の申請に対し、見込商売を避け、荷物の新陳交代をおこない、三ヶ月以内に売約することを条件に千箱が大阪支店の買持高よりさいて認められることになった。当時の燐寸製造業者の取引方法が製造した後にその商品を売る方法よりも、注文販売が一般的であり、しかも数ヶ月から二ヶ月年に亘る約定を結ぶ方法であったために輸出燐寸商においても製造業者の望む所によつて取引しなければ「到底利益ヲ見ル」ことができず、一定の商標を長期に亘つて売買することが最も必要で一定の期限を定めて、製造家に注文約定することが得策であり、これは又、製造業者の方針と一致していたということが買持高増加の申請の理由であった。また、従来輸出燐寸業者が小資本の燐寸製造業者のものを取扱つていたが、近來は次第に小資本のものを取扱うことを減少し、物産も斯業を開始して日が浅いにもかかわらず、今や有数の輸出業者として製造業者の間にも重きをおかれ、「直木（直木燐寸会社—引用者注）ノ如キ全部皆ナ、製燐社（大阪製燐社—引用者注）ハ大部我注文品ヲ製造致居リ我社ニ特ニ好意ヲ有」し、信頼している。そして、「我反対者ナル神戸怡和号ハ滝川（滝川弁三—引用者注）良燐社（良燐合資会社—引用者注）ト取引致居候モ、其関係ハ我社ト前二者トノ如ク密ナラズ、且又怡和号ガ本陣トセシ香港ニ於テ我社ノ為メニ販路ヲ蚕食セラレ大分困難痛等ヲ感シ居候様子ニ御座候、現ニ怡和ハ此度人ヲ介シテ三井ニテ香港ニテ燐寸販売ヲ止メテ是ルレバ金壺万円ヲ支払フ可シト申出タルコト有之、左様ノ次第二御座候ヘバ、香港ニ於テハ今ガ最モ力ヲ尽シテ奮闘スベキ時機ニ有之」という香港市場における清商資本と対抗していく上においても燐寸買持は不可欠であったのである。

一九〇一（明治三四）年上半季における香港支店向輸出高は一三三〇箱で、同下季積出高二六〇二箱、同季十二月迄に積出予定高は一五〇〇箱に及び、その短期間ににおける取扱高の急増は「嘗テ之レ無ト燐寸業者一般ニ評判」となるにいたつた。⁽¹⁷⁾ 一九〇三（明治三五）年四月の段階における日本燐寸輸出高の最も多かつたのは香港市場で、その総高一八万二

千箱中、物産取扱高は八千四百箱（四・六%）⁽¹⁸⁾で、いまだ十分なシェアを占めてはいなかつたが、その発展は急速で大いに有望な市場であり、香港支店もその取扱に極めて積極的であった。例えば、同年四月開かれた「支店長諮問會議」（以下「諮問會議」と略称）において、益田孝が燐寸取扱に対する各支店長の取組みが消極的なのを難じたのに対し、犬塚香港支店長は次のように反論している。⁽¹⁹⁾

香港ニテハ燐寸ニ就テハ出来ルダケノ熱心ヲ以テ從事シツ、アリ、例ヘバ得意先ヨリ苦情アリ、又注文アル場合ニハ、直チニ大阪ニ通知シ、大阪ニテ之ニ対シ直チニ欠点ヲ正シ注文ニ応ジ、熱心ニ尽サレルコトハ能ク知ル所ナリ、大阪ニテモ亦香港支店ノ如何ニカラ用イツ、アルカハ、知ラル、所ナルベシ、先刻専務（益田孝—引用者注）ヨリ冷淡ナリトノコトヲ言ハレタルモ、事實ハ以上述ブルガ如シ。

こうして発展してきた香港市場での物産の燐寸取扱業は、当初年間七、八千円の損失を生じていたのが、一九〇四年（明治三七）年には半季で六千箱を取扱い四、五千円の利益をあげるほどに安定してきたのであつた。そして一九〇三年（明治三六）年九月には買持高を二千箱（この金額約四万円）に倍加している。一八九八年（明治三一）年には僅々一六三箱にすぎなかつたものが、一九〇三年（明治三六）年上半年で五八二八箱の売約をおこなうほどの伸びを示しており、「益々其販路ヲ拡宏スヘキ氣運ニ向」つていた。しかし「現在ノ先買制限一千箱ハ一ヶ年ノ取扱高四千七百箱位ニ止リシ一昨（明治—引用者注）三十四年十一月ノ指令ニ係リ取扱高劇増ノ今日ニ際シテハ数量少ナキニ過キ商売ノ成立上不便」であることが買持高増加の理由であつた。⁽²⁰⁾さらに翌年一月には一千箱を追加して、合計三千箱の買持認可を香港支店が申請したのに対して、二八五〇箱の買持が認められ、即時実施された。この買持高増加は「軸木其ノ他原料ノ供給大ニ懸念ノ場合ニ、二、三ヶ月先物ヲ予約スルノ必要上不得止願出可申モノニテ勿論荷物ノ香港ニ到着スルカ或ハ其以前ニ順次売約出来可申モノニテ更ニ危険無之」もので「當地ニテ荷為替ヲ組ムモ同店（香港支店—引用者注）ニテ金融ノ心配モ無之」ものであつた。⁽²¹⁾こうして、一九〇八年下半季には前季以来の銀価下落による為替の不利、南清地方における

「日貨排斥」問題の余燃等による清国市場の不況など燐寸市場は「概子不振ノ商況ヲ呈シタルニ不拘、南清市場ノ中心タル香港ハ日貨排斥ノ衝ニ当リ競争者ノ多年売込ミタル老牌（商標一引用者注）ニ対峙シ引合大ニ困難ヲ極メタリシモ有力ナリシ怡和号ノ衰頽ニ乘ジテ販路ヲ拡メ、且ツ前年来ノ打撃ヲ蒙リ小工場ノ閉業セシモノ多ク供給不足ノ結果、相場ノ漸騰ト共ニ相当ノ手合ヲ見テ新版觀月印ノ好評ヲ博シ、芝罘、漢口ノ地モ本季ニ入り稍々面目ヲ革メ前季ニ優ル成約ヲ遂ゲタル等、全般ノ先約高ニ於テハ比較的好成績ヲ挙ゲ得」⁽²³⁾たのであった。また、翌一九〇九（明治四二）年下半季においても「本品ノ一大市場タル香港ニ於テハ各商ノ競争一層激烈ヲ加ヘ、為メニ一時其打撃ヲ受ケテ売行減少ノ傾向ヲ示シタルニ不拘、前季中發展ノ機ヲ失シタル觀月印ヲシテ漸ク販路ノ地盤ヲ鞏固ナラシメ、且ツ季末ニ入り俄然月琴印ノ需要ヲ喚ビテ売約相踵イデ成ルノ成況ヲ呈」⁽²⁴⁾するなどその發展は順調であったが、同時に南清地方は「種々工風ヲ為シ居レルカ要スルニ他ノ燐寸ノ競争ノ為メ売拡メモ困難ナリシカ、今日ニテハ大分根底モ定マリタル模様」であり、「香港ノ取扱高ハ今日以上ニ増加セシムルコト困難」になりつつあり、⁽²⁵⁾取扱高も頭打を示していた。このように当該時期の香港支店における燐寸取扱業は、清商資本との激しい競争をしながらも、その他の中国燐寸市場に比べると順調な發展を示していた。これは香港支店が単に該地における燐寸販売に従事するのみでなく、福州、廈門、汕頭などの南清燐寸市場や、シンガポールを中心とする東南アジア市場への仲経貿易地としての位置にあつたことによるものであろう。

こうして、大正初年にかけての香港市場における日本燐寸の輸入高は一ヶ年に約十七万箱に及んだのであるが、その中、物産の取扱高は一万六、七千～二万箱を占めるに至った。

以上、中国燐寸市場の中心地の一つであった香港市場における物産の燐寸取扱業の展開についてみてきたのであるが、次に香港とともに当該時期の中国における燐寸市場の他方の中心であつた上海における物産の斯業の展開についてみておきたい。

一九〇一(明治三四)年六月、上海支店長小室三吉は次のような「上申書」を大阪支店を通して本店重役々場宛提出した。

東京本店重役々場御中

拝啓仕候

マッヂ買持ノ件ニ付御伺

一当方取扱マッヂ商標モ追々売拵マリ販売高モ年々増加可致見込有之候處、此商売ニハ兎角競争者甚多しく候間、製造元に於て品質を落さゞる様注意せしめ、又一方にては常ニ若干の現物を当地に貯蔵致候て、拾箱乃至五十箱等小買主の求めに応じ得る様致不申候てハ到底商売の魁となるべき事六ヶ敷のみならず不幸にして半年位も先約定致候者無之為め或一種ノマッヂを取扱不申等の事有之候ハゞ、其商標の販路へ遂ニ競争者の取扱に係る他の類似の商標を以て代らるる事となり、甚敷ニ至りてハ遂ニ彼等に当方の苦心して得たる得意先を全く奪はるゝ等の事も有之候、加之各地夫々ニ需要を吳にも寧波地方にては狗印(商標一引用者注)を喜び、九江地方にてハ小供印を好み、鎮江地方にては細軸の売行宜敷、当地にてハ上等軸木最も愛せるゝ等、其嗜好区々ニ相成居申候処、是又時勢の変遷に依り年々幾分の変化を受け可申候ニ付テハ、是ニ従ひ新商標を取扱ひ可成時勢ニ適ふ様致不申候てハ、又此商売の発達を期直る事難得と存し候、然るに若し、当方に於て只得意先の先約定致候時を待ち居候てハ、或ハ他人ニ先鞭を附けられ、或は全く競争場裡ニ立ツ事を得直ると相成可申と存候、殊ニ昨今買手は何れも現荷をのみ買付け、先約定致候者更に無之候、内地より買出に出掛け候者杯ハ尙更先約定は出来不申候、就てハ此際箱数一千を限り当方ニ於て買持の事御許可被成下候共、前文申上候是非必要的場合の外は決して買持致不申覚悟ニ御座候儘宜敷御承引被成下度奉願上候 早々頓首
燐寸の需要に応じ、燐寸販売業者との競争に打ち勝つために一千箱の買持許可を申請したものであるが、この上申書には上海支店員の石田清直のおこなつた鎮江周辺の市場調査報告書がそえられていた。⁽²⁷⁾ この結果、上海支店には五百箱の買持高が認可された。

一九〇三(明治三六)年四月の統計によれば、上海における燐寸輸入総高五万五千箱中物産の取扱高は七千箱(一・八%)であり、各輸出市場における輸入総高に占める物産のシェアーではシンガポール、ボンベイに次いで第三位にあ

つた。⁽²⁸⁾ また、一九〇三（明治三六）年の上海総輸入高三万八千箱中、物産は五千八百箱（一五・二%）を占め、翌〇四年上半季には、一万七千八百箱中、二千九百箱（一六・一%）のシェアを占め、順調な伸びを示していたが、「上海ハ最モ競争烈シキ地ニシテ意ノ如クナラサレトモ、何トカシテ今少シ効果ヲ挙ケント」大阪支店と協議中であり、「未ダ見ルベキ景況ニ至」つていなかつた。それは市場の「悪揺れ」とも関係があつた。一九〇四（明治三七）年八月の「諮問會議」において、山本条太郎上海支店長は「上海ニ於テハ燐寸ニテ利益ノアリシ事ナシ、併シ夫レカ為メニ失望シテ商買ノ減スル現象モナシ、却テ幾分ツ、カ增加シツ、アリ」とのべているが、同年上半季には、三四七五箱を取扱い、三九七五円の利益を計上している。⁽²⁹⁾ こうして、一九〇八（明治四一）年八月の「諮問會議」においては、北清、芝罘、漢口を上海支店の管轄下におくことが決定され、その取扱の拡大をはかつた。⁽³⁰⁾

以上のように当該時期における上海燐寸市場は他の地方に比べても一層、競争が激しく、また漢口、長江附近での土着資本の発展によって物産の燐寸販売も妨害されたが、その取扱高は漸増しつつあつたのである。

以上、当該時期の中国における二大燐寸市場であつた香港と上海における物産の燐寸取扱の展開についてみてきたのであるが、それは清商資本や土着資本との激しい競争・対抗関係を通じておこなわれた。そのため、その競争に打勝ち、斯業において支配的な位置にたつたためには、その良質な製品の確保とその一定量の買持ちが必要であつた。かかる国際的商品市場における規定性は、物産の燐寸工業の生産過程への進出を促進し、他方ではわが國燐寸工業を支配していた清商資本を駆逐し、自身がそれに代つて、燐寸工業における支配的な位置に立つ方向に進んでいくことになるのである。

（1）中国への燐寸輸入の最初の記録は一八六五年の「天津海關報告」であり、初期輸入の大部分は歐州からきたものとされてゐる（中支建設資料整備委員会『燐寸工業報告書』一ページ）。また、中国における日本製燐寸輸入高が明確に貿易統計にあらわされるのは一八九四（明治二七）年であるが、すでに全輸入高の八七・五%を占めている（同書一〇五九ページ参照）。

- (2) 打田前掲編書 三五ページ。
- (3) 武田前掲書 一〇五～六ページ。
- (4) 同右 一〇六ページ。
- (5) 河津遼『本邦燐寸及砂糖論』 五七ページ。
- (6) 中支建設資料整備委員会『燐寸工業報告書』 五ページ。
- (7) すなわち、この条約の第六条第二項一、三は次のような条文となっていた。
第六条第二項一 清国に於て現に各外国に向て開き居る所の各市場の外に、日本国民の商業住居工業及製造業の為めに、左の市場を開くべし、但し、現に清国の開市場、開港場に行わるる所と同一の条件に於て、同一の特典及便益を享有すべきものとす
- 第六条第二項三 日本国臣民は清国各開市、開港場に於て、各種の製造業に從事する事を得べく、又所定の輸入税を払うのみにて、自由に各種の器械類を清国に輸入することを得べし（『清韓輸出本邦綿糸、綿布、紙巻煙草調査資料』二四七～五〇ページ）。
- この結果、沙市、重慶、蘇州、杭州が新たに開市、開港場に加えられ、これらの開港場において、日本人が自由に製造業、輸入業に從事することが認められた。
- (8) 以下、この点については主として河津前掲書、五七～六六ページ、打田橋二郎編書『日本燐寸界名鑑』一二五～三三二及び三五ページによる。
- (9) 打田前掲編書 三〇〇ページ。
- (10) 前掲『燐寸工業報告』 五七六ページ。
- (11) (12) (13) 『台香上出張復命書』（明治三一年） 物産四一〇。
- (14) (15) 『會議案』（明治三四年） 物産一四八。
- (16) 以上については同右所収の藤瀬政次郎大阪支店長の本店重役々場宛の「意見書」参照。
- (17) 同右。
- (18) 『支店長諮詢會議事錄』（明治三六年、と略称） 物産一九七ノ一 一〇〇ページ。
- (19) 同右 一〇八ページ。この点について詳しくは本稿一五九ページ参照。

- (20) 『訪問會議事錄』(明治三七年) 物産一九七ノ三 五五ページ。
- (21) 『重役會議案』(明治三六年) 物産一一五。
- (22) 『會議案』(明治三七年) 物產一五三。
- (23) 『四一年下半季事業報告』(明治四年) 物產六一四ノ一四 一二五ページ。
- (24) 『四二年下半年事業報告』(明治四一年) 物產六一四ノ一五 一二六ページ。
- (25) 『訪問會議事錄』(明治四一年) 物產一九七ノ七 七六ページ。
- (26) 『會議錄』(明治三四年) 物產一四七。
- (27) 同右所収。
- (28) 『訪問會議事錄』(明治三六年) 物產一九七ノ一 一〇〇ページ。
- (29) 以上については、『訪問會議事錄』(明治三七年) 物產一九七ノ三 一一八ページ参照。
- (30) 同右 一二八ページ。
- (31) 一九〇四(明治三七年)八月の「訪問會議」における福井大阪支店長の報告(同右 一三〇ページ)。但し、福井は同書一八ページにおける報告では同年上半年の上海支店の燐寸取扱高は二千九百箱だとのべてある。
- (32) 『訪問會議事錄』(明治四一年) 物產一九七ノ七 七四ページ。但し、漢口は該店の希望があれば直接取引を認めた。
- 2 東南アジア市場における燐寸輸出の展開
- 当該時期を通して、物産の輸出燐寸取扱高の常に首位を占めていたのはシンガポール支店であった(第二六表参照)が、東南アジア市場におけるわが国輸出燐寸市場はシンガポールを中心にポンペイ、カルカッタ、ジャワ、ラングーン、マニラなどであった。
- シンガポールはビルマ、シャム、アンナンや南洋諸島へ燐寸を再輸出する仲経地の役割を果していたのであるが、一八九八(明治三二)年には、日本製燐寸は総輸入高の六五%を占め、香港より輸入された二八%を加えて、ほとんど独占的な市場支配をおこなっていたが、スウェーデン製燐寸を中心とする歐州燐寸も根強い力を示し、その競争は激烈であ

つた。

また、日本燐寸と歐州燐寸の「分水点」として「両者角逐の市場」⁽²⁾であつたポンペイとジャワも、有望な燐寸市場であつた。ポンペイはカルカッタ、マドラス、コロンボなどとともに広大なインド燐寸市場の中心地であつたが、その輸入状況は第二表のごとくであつた。この表からも明らかのように、その廉価なるをもつて歐州燐寸を駆逐していた明治

第21表 ボンペイにおける燐寸輸入高（単位：函）

	日本産		歐州産		合計
	安全燐寸	硫黄燐寸	安全燐寸	硫黄燐寸	
明治39年	5,022	24,657	9,742	16,076	55,497
40	9,889	17,350	15,266	21,268	63,773
41	6,145	12,130	19,233	20,965	58,473

出所) 河津退『本邦燐寸及砂糖論』79ページ。

三〇年代前半に比べて、後半以降には、次第に日本燐寸が歐州燐寸に圧迫されるようになつた。とくにスウェーデン燐寸との競争は激化し、日本燐寸は減退を余儀なくされた。日本燐寸減退の理由は燐寸製造業者が「眼前の利に趨り、已に一商人の手に売約せる同一商標を同時に他より要求せらるれば即ち是に応じ、同一商標間に競争を起さしめ、自己の行動によりて自己の商標の市場に於ける売値を崩す」という、悪弊と製品の粗悪さにあつた。⁽³⁾これらの問題点はすでにみた如く、わが国燐寸工業の構造的矛盾のあらわれとしての過当競争の結果生じたものであるが、この点はジャワ市場においてもみられた。

ジャワはスラバヤ、バタビヤなどへの輸入燐寸の積送りの中心地であった。第二二表はスラバヤにおける輸入燐寸高を国別にみたものであるが、ここでも明治四〇年代に入ると、次第にスウェーデン燐寸に圧迫されていく傾向を示していく。その理由はポンペイと同じく、積出の不規則などの輸出上の問題と製品の粗悪さにあつた。日本燐寸の勢力の後退のもう一つの理由として土着資本の勃興があつた。この点をインド市場についてみておけば、インドにおける有力な燐寸会社は孟買燐寸製造

形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産（山下）

第22表 スラバヤにおける燐寸
輸入高（単位：函）

	日本產	スウェーデン產
明治37年	11,880	4,141
38	12,792	2,955
39	11,449	11,110
40	7,668	13,704
41	9,784	14,630

出所) 河津通『本邦燐寸及砂糖論』89ページ。

会社をはじめとして、五会社があつた。一八九七年、アーメダバッドに設立された燐寸会社は資本金十万ルピー（約六万六千円）の株式会社で職工二百人を使用し、日産四百グロスの硫黃燐寸を製造していた。⁽⁴⁾ このようにインドにおける燐寸工業は、「何等恐るべきに非るが如きも、若し軸木原材の豊富なるを事實にして、而かも器械力により本業を起すに於ては決して等閑に附する事能はざる」⁽⁵⁾ ものであつた。

以上のように、東南アジア燐寸市場における日本燐寸は、一方ではスウェーデン燐寸を中心とする歐州燐寸と、他方では次第に勃興しつつあった土着資本との激しい競争に直面しながら、発展していくのであるが、それではかかる状況のなかで物産の燐寸取扱がどのように展開しているのか、という点について次にみておきたい。

すでにみたようにシンガポール支店における燐寸取扱は、一八九一（明治二十四）年に開始されたのであるが、日本燐寸の輸出がおこなわれていることを示す最初の資料は一八九五（明治二十八）年八月に、香港、ボンベイ店とともにシンガポール店宛に出された次の「令」である。⁽⁶⁾

令

新嘉坡支店

燐寸製造販売ノ件ニ付、今回大阪支店ニ相達候義ニ有之、自今当会社ノ商標相附シ、之レカ販途ヲ拡張セントラル期シ候ニ付、当初商標完弘メノ間ハ、多少損失ヲ來タスコトアルモ敢テ顧ミス、成ル可ク之レカ販途ヲ伸張スルコトニ勉ム可シ、依テ當分ノ内見本トシテ其店ニ百函ノ持荷ヲ特許ス
右相達候

明治二八年八月二十五日

社長

こうして、すでに一八九〇年代前半において、シンガポール支店では燐寸販売業務に従事していたのであるが、日本燐寸の取扱が本格化するのは、一八九〇年代末年以降である。

すなわち、一八九八（明治三一）年上半年の「事業報告」では「今後（燐寸の一引用者注）品質ト価格トニ注意シ商標完弘ヲ専ラトセバ、自ラ重要輸出品中ニ位スルノ望ミナキニアラズ、特ニ新嘉坡支店ニ於テ蘭貢及瓜哇ノ売弘ニ從事シ、稍ヤ成績ノ見ルベキモノアルヲ以テ、末期以後輸出益ス増加スルニ至ルベシ」とその期待がのべられている。そして商標壳拡めに努めた結果、一八九七（明治三〇）年には下季の為替変動の激化と、いう悪条件の中で、三三四七箱の販売高をみせ、翌九八年には七七八二箱⁽⁸⁾、九年には九六一九箱の販売高を示した。⁽⁹⁾

しかし、その結果、過当競争を生み、さらに原料品課税、軸木騰貴などの悪条件も重なって、一八九九（明治三一）年上季には燐寸市場が不況となり、一時取引絶無、積出中止の打撃をうけた。⁽¹⁰⁾ この不況に拍車をかけたのは原料騰貴と金融逼迫に苦しむ製造業者が、ダンピングをおこない相場の値崩れを生じたことであった。しかし、物産のシンガポール支店における燐寸取扱高はその後も順調な伸びをみせ、一九〇一（明治三五）年には物産の輸出燐寸総高五万二千余箱中仕向地別総高ではシンガポールは香港、上海について第三位であったが、仕向地輸入総高に占める物産取扱高では第一位であり、シンガポール輸入燐寸高三万三八〇〇箱中、二万二千箱（六五%）を占めるにいたつた。⁽¹¹⁾ そして、一九〇三（明治三六）年には日本から直接輸出される燐寸の七三%を取扱い、〇四年上季には七九・七%を占めたのである。⁽¹²⁾

一九〇七（明治四〇）年七月の「諮詢會議」において、林シンガポール支店長は同店の燐寸取扱について次のように述べている。⁽¹³⁾

新嘉坡ニ於テ燐寸取扱ヲ開始シタル當時ニ於テハ、種々ノ種類ノ商標ヲ持込ミテハ却テ発達上ノ妨害トナルベシトノ考ニテ、直木ノ「ベストマッチ」、双象燐寸ト云フカ如キモノニ力ヲ用ヒタルカ、幸ヒ直木ノ「ベスト」ハ蘭貢方面ニ於テ、大ニ好評ヲ博シタル

ヲ以テ是レヲ本トシ、新規商標ヲ増加シ行ク方針ヲ取りタリシ、而シテ其当時ハ種々ノ得意ヲ有シ、小ヲ集メテ大トナスノ方法ナリシカ、併シ是レハ有力ナル一二ノ者ニ委任スル方宜カルヘキヨ以テ、其後ハ其方針ニテ進ミ来リタルカ、幸ニ近來約定モ盛ニ為シ得ハニ至リ、既ニ本年ノモノハ勿論、来年ノ引渡品ニ付テモ先約定カニ二万箱モ出来シタル次第ナリ、此ノ如キ有様ニテ、先ツ明年ノ売口ニ付テモ相当見込モ付キ次第ナリ、而シテ之ニ付テ種々考究ヲ尽シ見ルニ、今日引合ヲ為シツ、アル得意先ニテハ、先ツ現在ノ買付高カ頂上ナルヘシト想像セラル、ヲ以テ、此際是等ノ者ノミヲ便リテ從来ノ如キ取扱ヲナスヤ、又ハ今少シク手ヲ各方面ニ拡メ新規ノ商標ヲ売込マンカラ考へ之ヲ計画シツ、アリ、之ニ付テ「バタビヤ」方面迄試売ノ為メ百箱程送り出シ見タルカ、自分出立ノ際報告ニ接シタル所ニテハ、先ツ結果モ好キ模様ナリ、或ハ此地方ニ於テモ成功スヘキヤト大ニ望ラ嘱シ居レリ、而シテ燐寸商売ハ我々ノ支店ニ於テ今日取扱ヒ居ル金高ハ七十万円ニテ、此取扱高ハ我社ノ燐寸取扱店中ニ於テ先ツ好地位ヲ占メ居ルモノト云フヲ得ヘシ、又新嘉坡ニ於テ全体ノ燐寸輸入高ニ對シ半数迄ノ高ハ取扱ヒ居ル次第ナリ、併シ我々ハ兎ニ角燐寸商人トシテ人モ許シ居ルヲ以テ此商売發展ニ心ヲ用ヒ、或ハ商標ヲ新規ニ作リ、今少シ販路ヲ拡メシメタシト考ヘ申ナリ

シンガポール支店における燐寸取扱の実態をよく示しているが、とくに、物産の方針が「小ヲ集メテ大トナスノ方法」から「有力ナル一、二ノ者ニ委任」する方法に変ったとのべてていることは注目される。そして、その主要取扱商標が神戸の有力燐寸製造業者であった直木政之介との契約を結んだ「ベスト燐寸」「双象燐寸」であり、こうした物産と直木との関係が後年の共同出資による日本燐寸株式会社設立に至らしめることについては次章でのべる。

さて、シンガポール支店取扱燐寸の多くはラングーンに向けて再輸出されていていたのである。従つて、次にラングーン市場の展開についてみておこう。

一九〇四年（明治三七）年には物産はラングーン輸入燐寸総高の七～八〇%を取扱っていたが、これは「直木ノ燐寸ヲ売込ミ居レハ之ヲ引受ケルコト、ナリテヨリ、之ニ似寄リタル品ヲ案出シテ引合セタル結果」であつた。⁽¹⁴⁾しかも、ラングーンはビルマ内地への輸入燐寸の仲経地でもあり、またインドと連結する広大な市場を背景としていたために、燐寸市場としては有望であった。そのため物産は一九〇三、〇四年の二度にわたり、シンガポール支店の馬場玲藏をラングー

ノ、カルカッタ地方の市場調査に派遣している。明治四〇年代に入ると日露戦後の不況による一時的後退はあったが、一九〇九（明治四二）年には景気回復とともに、再び活気を取り戻し、「在荷ノ一掃ト長ク買控ヲ持続セリ、需要者ノ市況順調ニ乗ジテ買競ヒタル結果『ベスト』印太物、特に売行良行ヲ極メ多大ノ約定ヲ遂行シ、荷渡高実ニ「一万五百余箱」⁽¹⁵⁾にのぼるという好況を呈した。この好況は、また販売競争を激化させることになり、物産が独占的に支配していたラングーン市場における地位を低下させることにもなった。

燐寸販売は本来、燐寸そのものの技術的簡易性から良質品の独占的支配が困難で、類似品によつて支配的商標が駆逐されることはしばしば起つた。こうした状況を生みだしたもう一つの大きな理由として、一九一一（明治四四）年九月の日本郵船会社のカルカッタ航路の開通があつた。⁽¹⁶⁾ この結果、東南アジアの燐寸市場をめぐる競争は激化したのである。

こうして、ラングーン市場における物産の燐寸取扱の減退は新たな市場の開拓を必要とし、物産のインド市場への進出が積極化するのである。従つて、最後にボンベイ、カルカッタを中心とするインド市場における物産の展開についてみておきたい。

第二三表は一九〇三（明治三六）年のインド向日本燐寸の輸出高を示したものである。安全燐寸に対し、黄燐、硫黃燐寸の輸出高が大きいがこれはインド市場にかぎらず、東南アジアにおける需要の特徴であった。

第二四表は一八九〇年代末年のボンベイにおける物産の燐寸販売高を示したものであるが、その顯著な伸びが明らかである。一九〇三（明治三六）年四月の段階では、ボンベイにおける物産の燐寸取扱はシンガポールに次ぐ勢力をもち、取引上多少の問題をもちつつも、利益をあげており、しかも、インドは「全国的ニテ日本ノ輸入高ノ三倍ノ需要アリ、若シ販売ノ方法、製造ノ方法ヲ改ムレバ更ニ拡張ノ余地アル」⁽¹⁷⁾ 有望な市場であったのである。

その結果、一九〇三（明治三六）年にはボンベイ市場において、物産は八千八百箱（日本燐寸輸入總高の六一%）を取扱い、

形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産（山下）

此方面（ボンベイ方面—引用者注）ニテ日本燐寸ノ發展セサル原因ハ、燐寸製造家カ自殺的商売ヲ為スタメニシテ、即チ商標ノ如キモ概子北清方面ニ輸出セラル、モノヲ其儘持來リ、例へハ、最初八十五円ニテ売込ミタルモノ、其次ニ、十四円五十銭ニ引合ヲ為ス者アレハ其値段ニテ売渡シ、其後、又十四円ニ引合フ者アレハ、尚利益アルニ付之ニ売渡シ、次キニハ十三円ニテモ売渡スト云フカ如キ有様ナリ、然ルニ一方孟賀地方ニ於テ燐寸ノ取扱ヲ為ス大商人ハニ三ノ者ニ過キス、其内ノ一人カ或ル燐寸ヲ買取り相当ノロ銭ヲ得テ売抜メツ、アル間ニ、他ノ商人カ五十銭安ノモノヲ売出スコトアラハ、前者ト自己カ高値ニ仕入レタルモノ、価ヲ維持セんカ為ニ之カ買占メヲ為セハ、其後尚ホ夫レヨリ安値ノモノ現ハレ來ル有様ナレハ、到底之ニ堪エルコト能ハス、斯カル事情ナルヲ以テ日本ノ燐寸ハ不安心ニテ仕入ヲ為シ難シト云フカ如キ感念ヲ拘カシムルナリ

「諮詢會議」では「是等ノ事ハ成ルヘク相当ニ政府ノ力ヲ借りテ円満ニ局ヲ結フコトニシタシ」と日本政府による解決を期待している。ボンベイ市場における燐寸取扱上の問題点については、一九〇八年八月の「諮詢會議」における間島支店長の次の発言が明らかにしている。⁽²⁰⁾

第23表 日本燐寸のインド向輸出高
(明治36年現在)

	輸出高	金額
安全燐寸	970,001 箱	300,545 円
黄燐寸 硫黃燐寸	} 1,947,867	546,127

出所) 山岡次郎『印度貿易論』6ページより作成。

第24表 ボンベイにおける三井物産
の燐寸販売高（単位：箱）

	上半季	下半季	合計
明治30年	45	486	531
31	1,312	1,919	3,331
32	2,059	3,818	5,877

出所) 三井物産各年度『事業報告』より作成。

翌年上季には三千五百箱（同六一%）を扱つた。⁽¹⁸⁾ 物産のボンベイ向燐寸の大部分は大阪の有力な燐寸業者であった土居龜太郎の製造する硫黃燐寸が中心であったが、物産は土居との間にも特約関係を結び、共有商標を設定した。

インド向輸出燐寸の多くは硫黃燐寸であったが、これは危険度が高く、そのためボンベイでは陸揚げの時間を制限されるなど、その取扱上で種

種の困難があつたが、一九〇四年（明治三七）年の

⁽¹⁹⁾

日本燐寸の過当競争の持つ矛盾が明白に語られているが、それはまた、わが国燐寸工業の構造的特質に根ざしたものであるだけに、物産の燐寸取扱業の発展にとって重要な問題であり、それは燐寸工業の生産過程への介入によってしか解決されえない性質のものでもあったといえよう。

これらの問題に対し、右の「諮問會議」では共同販売の方法をとることや、スウェーデン燐寸などの有力燐寸の模造商標によって、勢力の拡大をはかることなどが論議されている。

最後に、ボンベイとともに、インドにおける有望な燐寸市場であったカルカッタ市場についてみておけば、一九〇四年八月の「諮問會議」において、大野シンガボール支店長は次のようにカルカッタ市場の状況についてのべている。⁽²¹⁾

「カルカッタ」ハ先刻モ述ヘタル如ク、今春、馬場玲藏ヲ派遣シタル結果トシテ一軒ノ取引先ヲ得シカ、此地ハ尙ホ燐寸ヲ入ル、ノ余地アリ、即チ、現今輸入高ノ六七割ハ瑞典燐寸ナリ、故ニ之ヲ駆逐シテ日本燐寸ヲ入レシムレハ充分發達ノ余地アリ、併シ「カルカッタ」ハ支那人ハ勢力ナク、「ジュー」ノ勢力頗ル強大ナリ、「ジュー」ノ日本人ト取引スルモノハ皆ナ商標ヲ自己ノモノトシテ登記シ居レリ、是ハ新シキ商標ヲ作リテ我社自カラ登記スル方得策ナレバ、我支店ニテハ其方針ヲ採リツ、アリ、此地ノ取引先ハ「ジュー」ヲ重ナルモノトスルヲ以テ、余程注意セサレハ危險ナリ、故ニ品物ヲ売ルニハ現金ナレハ先方ニハ余り好都合トハ言ヘス、今後一二年ノ内ニハ漸次先方ノ模様モ分リ、相手方モ尚大キク為サントスルニ至ルヘシ

カルカッタでは清商資本の勢力のないかわりに、ユダヤ資本が勢力をもつており、物産がその取引に対して、強い警戒を示しつつ、その発展をはかつてているのは興味深い事実であり、燐寸販売業の競争の激しさと燐寸の国際的商品としての性格を示している。

以上のように、東南アジア市場における物産の燐寸取扱業の展開は、一方においては土着資本と、他方においては欧洲燐寸やユダヤ資本との激しい競争を通しておこなわれていたが、それはまた、物産のわが国燐寸工業とのかかわりを

一層緊密になると同時に、斯業に対する物産の影響力をますます大きくすることになったのである。それは燐寸といふ
国際的商品の世界市場における規定性が物産を通じて、国内の燐寸工業に反映されることでもあったのである。

- 形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産（山下）
- (1) 武田前掲書 一一一～三ページ。
(2) 河津前掲書 七八ページ。
(3) 同右 八一～七ページ。
(4) 武田前掲書 一一〇ページ。
(5) 河津前掲書 六八ページ。
(6) 『諸侯及指令綴』(明治二七・八年) 物産八三。
(7) 『明治三一年上半季事業報告』 物産六一四ノ一 一四ページ。
(8) 『三十一年事業報告』 物産六一四ノ三 一三ページ。
(9) 『三十二年事業報告』 物産六一四ノ六 一六ページ。
(10) 『明治三二年上半季事業報告』 物産六一四ノ五 一二三ページ。
(11) 『諮詢會議事錄』(明治三六年) 物産一九七ノ一 一〇〇ページ。
(12) 『諮詢會議事錄』(明治三七年) 物産一九七ノ三 一一七ページ。
(13) 『諮詢會議事錄』(明治四〇年) 物産一九七ノ六 四三五～六ページ。
(14) 『諮詢會議事錄』 物産一九七ノ三 六八ページ。
(15) 『明治四二年下半季事業報告』 物産六一四ノ一五 一二六ページ。
(16) カルカッタ航路の創設については『日本郵船株式会社五十年史』一三三四ページ参照。なお、このカルカッタ航路は神戸と
当時のインドの首府で、商工業の中心であったカルカッタ間の航路で、途中の寄港地は門司、上海、香港、シンガポール、カ
ナン、ラングーンの諸港であった。
(17) 『諮詢會議事錄』(明治三六年) 物産一九七ノ二 一〇一ページ。
(18) 『諮詢會議事錄』(明治三七年) 物産一九七ノ三 一一八ページ。
(19) 同右 一一〇ページ。

(20) 『諮詢會議事錄』(明治四一年) 物產一九七ノ七
 (21) 『諮詢會議事錄』(明治三七年) 物產一九七ノ三 七六・七ページ。
 一二二ページ。

3 三井物産の燐寸取扱業の発展

本節では前節までにみた物産の東アジア燐寸市場における展開を背景に、物産の燐寸取扱高がどのように発展しているかを明らかにするとともに、明治三〇年代以降における物産の燐寸取扱業に対する営業方針についてみておきたい。第二五表は当該時期の物産の燐寸取扱高を全国輸出総高との比でみたものである。物産の取扱高は一九〇〇(明治三五)年に急増し、百万円代になると同時に、その全国比に占める割合もほとんど累年、輸出総高の一〇～一〇%前後を占めている。

第25表 三井物産輸出燐寸取扱高全国比
 (単位: 円)

	全国輸出高(A)	三井物産取扱高(B)	B/A
明治29年	4,986,260	64,900	1.3%
30	5,641,993	67,876	1.2
31	6,273,949	239,576	3.8
32	5,890,666	354,576	6.0
33	5,760,869	455,838	7.9
34	7,392,869	681,705	9.2
35	8,169,966	1,014,143	12.4
36	8,473,072	1,471,473	17.4
37	9,763,860	2,588,622	26.5
38	10,360,762	1,419,000	13.7
39	10,915,905	1,571,000	14.4
40	9,446,532	1,805,000	19.1
41	9,468,602	1,514,327	16.0
42	11,625,185	2,154,858	18.5
43	10,389,666	2,096,850	20.2
44	10,072,886	2,196,962	21.8
45	12,043,784	2,563,975	21.3
大正2	11,864,514	2,362,000	19.9
3	11,052,254	2,204,000	19.9

出所) 第22次、第26次、第31次『農商務統計表』及び
 三井物産各年度『事業報告』より作成。

第二六表はこれを物産の総取扱高と輸出総高との比でみたものであるが、燐寸単独としてはその割合はそれほど大きくはないが、石炭、棉花、綿糸・布等の主要商品に対する「雜貨品」と総称される取扱商品の割合の大きさを考慮に入れならば、燐寸の持つ意味は大きかったというべきであろう。特に輸出品としての燐寸の持つていた

形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産（山下）

第26表 三井物産総取扱高及び輸出総取扱高に占める
燐寸取扱高の位置

年 度	総取扱高 ^A	輸出総取扱高 ^B	燐寸輸出総高 ^C	$\frac{C}{A}$	$\frac{C}{B}$
明治30	千円 53,730	千円 10,432	千円 68	0.1%	0.7%
31	62,563	13,404	240	0.4	1.8
32	66,230	25,439	355	0.5	1.4
33	88,270	22,093	456	0.5	2.1
34	74,298	20,952	682	0.9	3.3
35	85,535	24,625	1,014	1.2	4.1
36	96,215	33,044	1,471	1.5	4.5
37	127,621	43,764	2,589	2.0	5.9
38	180,895	51,604	1,419	0.8	2.7
39	199,502	71,409	1,571	0.8	2.2
40	235,164	82,107	1,805	0.8	2.2
41	242,771	71,232	1,514	0.6	2.1
42	223,743	85,241	2,155	1.0	2.5
43	278,038	103,285	2,097	0.8	2.0
44	317,102	111,644	2,197	0.7	2.0
45	359,336	124,463	2,564	0.7	2.1
大正 2	402,041	153,089	2,362	0.6	1.5
3	452,387	168,622	2,204	0.5	1.3
4	438,169	152,180	2,685	0.6	1.8

出所)『三井物産会社小史』165~166ページ及び三井物産各年度『事業報告』より作成。

注)百円以下を4捨5入。

意義は物産の海外市場拡大という点で大きかつたといえよう。
第二七表は物産の燐寸販売結了高を各支店別にみたものであるが、上海、香港、台南、シンガポールがその中心地であつた。とくにシンガポールの販売結了高は当該時期を通して首位を占めていた。

第27表 三井物産牌寸販売結了高店別明細

	明治43年下半季		44年上半季		44年下半季		45年上半季	
本営業部	箱	円	箱	円	箱	円	円	
上海	3,362	66,014	7,513	152,125	714	14,754	70,493	
台北	5,405	104,008	2,086	32,200	2,428	36,104	35,533	
香港	2,126	10,029	6,153	109,376 (219,185)	4,613	86,720	98,133	
大連	1,155	31,201			2,103	7,972	10,770	
天津	2,272	57,627	1,484	34,068	696	17,871	2,496	
新嘉坡	18,460	357,951	15,474	299,751	20,327	401,113	492,255	
京城	15,476	58,349	15,366	55,634	11,054	39,089	55,949	
孟買	2,025	37,263	3,190	57,375	2,306	40,896	28,776	
台南	2,979	58,244	5,730	113,629	5,253	104,232	102,170	
馬尼刺	325	25,084	600	44,493	850	64,617	70,212	
安東県	168	3,998	180	4,200	16	277	2,485	
廈門	3,570	83,658	5,367	77,886	4,050	91,109	9,180	
広東州	475	9,758	1,664	34,083	1,064	22,366	7,814	
満営業部			11,718	50,382 (91,186)	26,961	117,722	90,263	
漢口			1,611	40,742	1,536	38,530	40,774	
福州	400	8,833						
瓜哇	1,278	41,272						
滿州			100	2,181				
神戸				48,347				
名古屋				7,047				
大阪				989,489				
合計	60,705	975,378	78,236	1,108,025	84,231	1,088,937	1,203,375	

出所) 三井物産各年度『事業報告』より作成。

注) 44年上半季の()内分は合計に加えていない総取扱高を示す。

形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産（山下）

第28表 明治37年上半季三井物産各店燐寸取扱高
及び利益金

支店名	取扱高	利益金
大阪	(販売扱) 36,931 箱 (仲買扱) 3,333.5	8,788.33 242.06
新嘉坡	16,768	15,265.16
孟買	8,094	3,420.03
香港	5,392	4,543.35
上海	3,475	3,975.76
天津	1,213	2,386.20
馬尼刺	850	264.96
合計	77,061	38,885.84

出所)『支店長諮詢会議事録』物産197/3 130ページより作成。

それでは物産は燐寸取扱業においてどれほどの利益をあげていたのであるか。第二八表は一九〇四（明治三七）年上半季におけるそれを示したものであるが、半季で約三万九千円の利益をあげており、とくに、シンガポール支店が一万五千余円の収益をあげて首位であった。その絶対額は多くないが順調な伸びを示しているといってよいだろう。すでにみたように物産の燐寸取扱高は一九〇二（明治三五）年を契機として、急増しているが（第二五表参照）、かかる発展がいかなる物産の営業方針のもとになされているかについておくことは、それ以後の物産の燐寸工業への進出を明らかにする上で重要である。従つて、次に明治三〇年代後半以降における物産の燐寸取扱業に対する営業方針の変遷を明確にする上で重要な意味がある。

展開についてみておきたい。

一九〇二（明治三五）年五月、次のような「内訓」^[1]が各関係店に出された。

内訓 各関係店

燐寸ハ我邦ノ重要輸出品ニシテ、昨三十四年度ニ於ケル輸出総額ハ実ニ七百万円以上ニ達シタルモ、其内我社ノ取扱高ハ七拾万円ニ過キス、從テ向後十分拡張ノ余地アルノミナラス、本商買ハ東洋ニ於テハ我製品ノ独占トモ謂フヘク前途益好望ニ付、我店ニ於テ大ニ力ヲ此商売ニ致サ、ルヘカラズ、右ニ就テハ追追其施設方等ニ付指示スル所アルヘキモ、各関係店ニ於テ予メ其趣旨ヲ体シ、目前ノ小利ニ拘々セシムテ永遠ニ其進捗ヲ期スルノ方針ヲ執リ、専ラ適當ノ商標品ヲ選ミ其ノ販路ノ拡張ニ努ムル等、内外協力其經營ニ従事スヘシ

右及内訓候也
明治三年五月八日

社長

ここに物産は燐寸取扱業を「目前ノ小利ニ拘々セズシテ永遠ニ其進歩ヲ期スル」ものとして、本格的に斯業に取組む方針を打出した。

そして同時に、この方針を具体化するものとして、次のような五つの基本方向を打出したのである。長文ではあるが物産の意図をよく示しているので引用しておきたい。

第一 商標ノ信用ヲ博スル事

本商売ノ発達ヲ計ルニハ、商標ノ信用ヲ博スルコト最モ必要ナリ、夫ノ一疋象ノ孟賣ニ於ケル、ベスト双象及黒象ノ新嘉坡ニ於ケル、月琴印ノ香港ニ於ケル等ハ、既ニ夫々販路ヲ得タルモ、猶ホ進ンテ北清各地ニ於テモ適當ナル商標ヲ選シ、其信用ヲ博セんコトヲ期セサルヘカラス、此目的ニ向ツテ新規商標ノ登録ヲ為スカ、又ハ他人ノ商標ヲ買収シテ之カ壳拵メニ努メ、以テ当社專有ノ商標ヲ需要者ニ周知セシムルコト極メテ肝要ナリトス

第二 商標ヲ壳拵ムル為メニハ、最初多少ノ損失アルモ之ヲ忍ハサルヘカラサル事

新規ノ商標ヲ壳拵ムルニハ始メヨリ収益ヲ期スヘカラス、先ツ最初ノ一二年間ハ一函ニ付二十五錢乃至五十錢位ノ損失アルモ、之ヲ忍ヒテ壳拵ギヨ為シ、一ヶ年三四千円ノ損失ヲ覚悟シテ、一万函以上ノ壳込ヲ為シ、大ニ其販路ヲ開拓シ、然ル後始メテ一廉ノ商売ト為リ、最初ノ損失ヲ回復スルコトヲ得ベシ

第三 前項ノ損失ハ本店損失準備金ヨリ支出スル事

燐寸商売ニハ前項ノ如ク、最初ノ一両年間ハ商標壳拵メノ為メ損失ヲ覚悟セサルヘカラサルモ、其損失ヲ各支店ヲシテ負担セシムルトキハ、自然損失ヲ厭フノ余リ、販路ヲ拡張シ得ナルノ忍ナントセス、故ニ這般創始ニ属スル損失ハ本店損失準備金中ヨリ之ヲ支出スルコトシ、以テ本商売ノ助長ヲ計ラサルヘカラス

第四 燐寸工場ト連絡ヲ計ル事

燐寸工場ハ差向キ設立ヲ要セサルモ、之ト連絡ヲ計ルコト必要ナリ、蓋シ、燐寸ノ製造家中ニハ往々支那人等ヨリ資金ヲ借入レ、其箝制ヲ蒙リ居ル者尠ナカラサルモ、我社ニ於テハ從来大阪ノ製鐵社、神戸ノ直木政之助、広島ノ香坂万兵衛等ト親密ノ關係ヲ有シ居ルノミナラズ、支那人等ノ為メニ牽束サレサル製造家ニ多少資金ヲ貸与スルカ、又ハ其他ノ方法ヲ以テ之ヲ結付ケ当社ノ注文品ヲ製造セシムルノ道ヲ講シ得ヘキヨ以テ、自カラ工場ヲ所有スルノ必要ナシ

第五 北海道ニ於テ揚柳ノ植林ヲ計ル事

燐寸商売ノ隆昌ヲ計ルニハ可成其原価ヲ低廉ナラシムル道ヲ講シ、以テ競争者ヨリ優勝ノ地位ニ立タサルヘカラス、而シテ原価ヲ低廉ナラシムルニハ其原料ノ重モナル部分ヲ占ムル軸木ヲ安価ナラシムルコト最緊要務ナルモ、顧ミテ其唯一ノ原料トモ云フベキ北海道産揚柳ノ現況ヲ見ルニ運搬ノ便アル箇所ハ殆ント伐採シ尽シ而モ植林ノ道ヲ講スル者ナシ、是故ニ燐寸商売ニ対スル永遠ノ策トシテハ今ヨリ北海道ニ於テ運搬ノ便アル適当ノ地点数百万町歩ヲ選定シ、揚柳ノ植付ヲ為シ以テ他日ノ計ヲ画セサルヘカラス。それは商標の信用獲得の方法から、原料たる揚柳の植林まで含む徹底したものであった。とくに、燐寸製造業者との関係においては清商資本支配力の及んでいない製造業者に前貸金融をおこない、物産の注文品を製造させる方針をとり、自からは燐寸工場を所有する必要がないとしていることは、当時の物産の燐寸工業に対する立場を示すものとして注目される。

こうした燐寸工業に対する物産の積極的な方針はまた、物産の指導者たる益田孝の方針でもあった。すでに、一九〇二（明治三五）年四月の「諮問會議」において益田は「燐寸ノコトハ委員ヲ定メ眞面目ニ調査研究スルコト、致シタシ、瓜哇、新嘉坡、其他東洋各港ニ支店出張員アル以上販路ニ就テノ機関ハ十分完備セル次第ナレハ、是非本商売ハ拡張致度モノナリ」⁽³⁾とのべて、斯業への積極的な姿勢をみせていたが、翌年四月の「諮問會議」では燐寸取扱業務について次のような論議がおこなわれた。⁽⁴⁾

益田 燐寸ハ各地ニ割リテ見レバ少シト雖モ、之ヲ供給スル大阪ニ於テハ百万円以上扱ヒ居レドモ其割合ニ儲ケ少シ、将来日本ノ品物ニシテ競争ナカルベキハ先ツ燐寸ナルベシ、然ル以上ハ此山多キ國ニモアリ、樹木ヲ繁殖セシメ軸木ヲ安クスルノ工風ヲ為セバ東洋各地ニ之ヲ供給スルハ我国ヲ措テ他ニアラザルベシ、故ニ何年経過スルモ此業ハ我社ノ力ヲ尽スベキ事業トシテ大ニ努メ度キ精神ナリ、然ルニ我々ノ見ル所ヲ以テスレバ、此商売ノ拡張ニ就テハ諸君ハ精神ヲ入レラレザルモノ、如キモ、是レ大ニ誤リタルモノニテ、今日縱令利益ナシトスルモ将来我社ノ重要ナル商売トナルベキモノナレバ、目前ノ利益ノ有無ニ拘ハラズ、此事業ハ「ペーマント」ノ業トシテ大ニ力ヲ尽サントノ精神ヲ有セラレタシ、昨日來聞ク所ニテハ原料ノ内軸木ガ最モ重キヲ為スモノ、

如クニンテ、是ニ就テハ我社自カラ植付マデセントスル程ナレバ、此売広メニハ各地其大ニ力ヲ入ル、様希望ニ堪ヘザルナリ、是ニ就テハ此供給者タル大阪支店ノ談ニ五万箱ヲ産出スルノ力アリトノ事ナリシカ、今少シ斯クシテ貰ヒタシトカ、斯クセバ販路ヲ拡メルコトヲ得ベシトカ云フガ如ク進ミタル相談シテ貰ヒタシ

藤瀬 従来ノ経験ニテハ例ヘバ、百箱ナリ二百箱ナリ見本トシテ造ル場合ニハ必ズ損失アリ、而ルニ次其ギニ先方ヨリ相談シ来ル時ハ必ズ価ヲ直切ル事トナル、之ヲ製造所ニ掛合ヘバ承知シテ自分モ損失ヲシテヤラント云フ者モアレドモ、多クハ損失ヲ見ナガラ出ス事ヲ為サズ、此場合ニ於テハ、尙ホ注文者ト引合ヲ為サントセバ勢イ我社ニテ損失ヲ為サムルベカラズ、斯ノ如キ時ニモ其損失ハ一時ノモノナレバ、是非共此商売ハ継続セザルベカラズ、然ルニ從来ハ三、四分ノ利益アリシモノナレバ其損失ハ本店ニ附廻ハシテ負担シ吳ル、ナラバ之ヲ為サント云フガ如キニテハ、燐寸商売ハ此後ハ販路ヲ拡メルコトモ出来ザルベシ

益田専務 諸君ノ言フ所ヲ聞クニモ、熱心ナル商売ニ就テハ盛ニ求ム所アレドモ、燐寸商売ノ如キハ止ムヲ得ズ取扱フト云フガ如クヨリ外見エズ、然レドモ此商売ハ飽迄モ為サムルベカラザルモノナレバ、諸君ニ於テ其精神ナレバ、斯ノ如キ商標ヲ作ルヲ以テ其物ノ信用ヲ得ル迄ハ、本店ニ於テ其損失ヲ負担セラレタシトカ、其案ノ現ハルベキ筈ナルニ然ラザル所ヲ以テ見レバ、之ヲ度外ニ置クモノト云フベシ、此商売ハ十年ノ後ニハ著シキ商売トナリ、二千万円ノ高ニ上ルコト難カラザルベシ、諸君モ本店ノ意ノ在ル所ヲ体シテ充分ニ力ヲ尽サレンコトヲ望ム

藤瀬 尚ホ運賃ノ事ナルガ、郵便会社ニ於テモ重要輸出品トシテ特別ニ安クナセルモ、尙ホ此上ニ安クシテ貰フコトヲ交渉中ナリ、又ハ一割戻フ今日ハ神戸ノ收回トセリ、之ニ就テハ度々神戸ト協議スレドモ之ヲ収メザレバ立行カズトノ事ナルガ、仕入店ハ利益ナクシテ神戸ハ殆ド二分ノ口銭ヲ得ツ、アリ

キナリ

益田専務 夫等ノモノハ之ヲ取上グルモ可ナリ、今日ノ場合ニ於テハ之ニ就テハ利益ヲ見ルコトハ目的トセズ、将来ノ利益ヲ圖ルベ南 天津ニ於テハ、昨年取扱ヒタル高ハ漸ク二千箱ニテ今年ハ五百箱位シカ出来ズ、其後大ニ力メタレドモ、遂ニ直段ノ出合ハザル為メ出来ザリシ、我々ノ競争者ハ數多アレドモ、其内最モ大ナル「アーノルドカーパーク」等ノ商ヒ方ハ大ナル得意ヲ捉ヘテ、例ヘバ、數月間ノ入用高ヲ聞キ二千ナリ三千ナリト云ヘバ、其商標ハ何レナルカヲ聞キ価ヲ定メスシテ輸入ス、而シテ其価ハ成行キニテ売リテ損失アルモ得アルモ差支ナシ、ト云フガ如キ方法ニテ商売ヲ為セリ、我々モ亦此方法ヲ採ラザルベカラズト考ヘ、昨年來大阪ト交渉シ居レトモ、未ダ全ク纏ラザル為メ拡張ヲ図ルコトヲ得ザルモ、之ヲ拡張セントセバ勢此方法ニ拠ラザルベカラズ、若シ然カスル時ハ今ヨリ数倍ノ商売ハ必然出来ベク、又夫レガ為ニ良得意モ出来ルニ至ルベシト確信シテ疑ハズ

藤瀬 併シ余り長引キテハ差支ヲ生ズ

南 精々長クテニヶ月ナリ

藤瀬 我社ノ商標ノ物ナレバ価ヲ定メズトモ差支ナシ、尚ホ一寸新シキ物ハ宜キヤウナレド、到底売レザルベケレバ、矢張リ古キ商標ノモノヲ取扱フ方宜カラ

犬塚 香港ニテハ燐寸ニ就テハ出来ルダケノ熱心ヲ以テ從事シツ、アリ、例へバ得意先ヨリ苦情アリ、又注文アル場合ニハ直チニ大阪ニ通知シ、大阪ニテハ之ニ對シ直チニ欠点ヲ正シ注文ニ応シ熱心ニ尽サレルコトハ能ク知ル所ナリ、大阪ニテモ亦香港支店ノ如

何ニ力ヲ用イツ、アルカハ知ラル、所ナルベシ、先刻専務ヨリ冷淡ナリトノコトヲ言ハレタルモ事実ハ以上述ブルガ如シ

益田 専務 今少シ力ヲ入テ貰ヒント言ヒンハ、精神ヲ入ル、商売ニ就テハ盛ニ意見アルモ、此問題ヘ就テハ全ク議論ナキ故ニ、或ハ冷淡ナルニアラズヤト密カニ危ミタル次第ナルガ、果シテ然ラザレバ誠ニ結構ナレドモ、尚ホ今日ノ有様ニテハ満足スルコト能ハズ、今南氏ノ言ハル、如クスクリシタントカ種々工風ヲ聞キタキモノナリ

南 最近極メテ妙ナル現象ハ、染全ト云ヘル燐寸他ノ商店ヨリ三井洋行ノ看板ニテ這入り来レリ、早速之ヲ求メテ試ミタル所、我社ノ染全ヨリ遙カニ良品ナリシ、此事ハ詳細報告シ置キタリ

益田 専務 尚ホ滯留中ニ販売店、買入店ト今少シ熟考ノ上打合ヲ為スコト、シ、此相談ハ是ニテ止メ置カン

犬塚 燐寸業ノ将来ハ非常ニ有望ニシテ、我國ハ競争者ナクシテ東洋ノ供給者タルベシトノ談アリシガ、是ニ就キ参考迄ニ述べ置カソニ、非律賓ニ於テハ新関稅實施以來我燐寸ノ輸入シ能ハザル丈ケニ稅金ヲ引上ゲタリ、又南支那ニ於テハ福州、九龍、廣東ノ三ヶ所ニ規模ハ小ナレドモ支那人ノ製造業者アリ、香港ニ於テ燐寸小売屋ニ在ル品ハ大部分九龍製ノモノナリ、斯カル有様ナルヲ以テ将来ノ事ニ属スレバ確ト断定スルコトヲ得ザレドモ、競争者ナクシテ供給スルコトハ或ハ難カラシカト信ズ

益田 専務 固ヨリ左ル事アラン、然レドモ支那地方ニ於テ使用スル軸木ハ何レヨリ取ルカト云ヘバ、悉ク我國ノ供給スルモノナリ、元來軸木ハ寒地ニアラザレバ成育セズ、我國ニテモ北海道ノミニ産スルモノナレバ、此点ヨリ大ニ意ヲ強フスルニ足ル、併シ亞米利加ノ松ヲ以テ製スル者アリトノ事ヲ聞キシガ、是等ノ模様ヲ我々ハ聞カント切ニ望ム所ニシテ、香港等ニ於テ如何ナル材料ヲ使用スルヤ今日承ル所ニテハ、是非共白楊樹ニ限ルト云フコトモ聞カズ、左リナガラ若シ白楊樹ヲ用ヒザルベカラズトセバ、日本ノ特有物ナレバ真ニ力ヲ尽スベシ、又非律賓ニ於テ關稅云々ノ事アリシモ、果シテ右等ノ事アラバ外務省ニモ申立テ之ニ對シテ彼ノ國ノ砂糖税ヲ高クスルトカ夫等ノ方法如何トノ協議モ、果シテ諸君ガ此商売ニ意ヲ用キタランニハ必ズ出ツベキ筈ニシテ、我々モ亦之ヲ聞カント欲スル所ナリ、我國ノ如キ山嶽多キ國ニアリテハ材木ヲ種々ノ方法ニ依リ輸出スルコト大ニ適スルノミナラズ、人

モ容易ニ得ラレ又貧民多キ所ニ於テハ、其救助ノ事業トシテモ之ヲ為スハ最モ良キ事ナリ、況ヤ支那内地ノ鐵道發達セバ尚更拡マルニ至ルベケレバ、是ニ付キ我燐寸商売拡張ノ妨害トナルベキ事ハ能ク承リタシ、今ノ非律賓ノ如キハ我外務省ニテ交渉スルコト能ハザルニアラズ、夫レヲ單ニ望ミナシトシテ放棄スルガ如キニテハ到底拡張ヲ図ルコト能ハザルベク、又我々ハ最早左ル意氣地ナキ商人タルヲ甘ンズベキニアラズ

ここに益田の斯業に対する執念ともいうべき意図が赤裸々に吐露されており、斯業に消極的な各支店長を叱咤激励している。このような益田の積極的な姿勢の根柢はどこにあったのであらうか。それは第一に、燐寸が将来日本の商品として、國際市場において独占しうるという見とおしである。従つて、それは物産にとって将来の重要な「商賣」となるという確信である。第二に、その確信の背景にある燐寸工業と中国市場に対する認識である。すなわち、わが国は燐寸軸木の原材たる白楊樹が豊富に存在し、またその植林も可能であり、中国燐寸工業の発展もわが國に軸木を依存しているために恐れる必要のないことと、中国における鉄道の開通による内陸市場の拡大の見とおしである。さらに第三としてわが国は「貧民」が多く、労働力を容易に確保しうることと、「貧民救濟事業」としても最良であるということであり、第四に、このように好条件にめぐまれているわが国の燐寸「商賣」は十年後には二千万円を超す重要な輸出品となるという見とおしであった。そのため「目前ノ利益ノ有無」に拘々せず「ペーマ子ント」の業として促進すべきだとのべているのである。当該時期における日本燐寸の生産高は二千万円には及んでいないが（第九表参照）、益田の見とおしは、ほぼ的を得ていたものであつたといえよう。

こうして、これ以後の物産の燐寸取扱はこの方針にそつて展開されるにいたる。その結果、一九〇八（明治四一）年八月の「諮詢會議」において決定された物産の取扱品目の分類において、燐寸は「當社取扱商品中ノ大宗ニシテ将来鋭意其取扱ニ當リ益々其拡張發達ヲ期スヘキモノ」として、石炭、生糸、木材、枕木、棉花、機械、鐵道用品、米とともに最重

要商品として位置づけられたのである⁽⁵⁾。燐寸が最重要商品に入っているのは、「三井物産が神戸の製造家直木政之介と共同して群小製造業者を合同せしめ、明治四〇年には日本燐寸製造会社を創立し、その製品の輸出並に内地販売に当つたからで」⁽⁶⁾あるといわれるが、「雑貨品」としての燐寸が当該時期の物産の重要な輸出品として位置づけられていることは単に物産のみの問題としてではなく、日本資本主義の構造的特質とも関連して注目されなければならない。

この「諮問會議」においてはまた、大阪支店を燐寸取扱主店とし、海外支店においても燐寸取扱店の整理、統一をおこない、組織の面においても燐寸取扱業務の発展に対応させた。

以上、当該時期の物産の燐寸取扱業の発展と明治三〇年代後半以降における物産の斯業に対する方針の展開についてみてきたのであるが、いうまでもなくその背景には、前節までに明らかにしたような物産の東アジア市場における燐寸販売の発展と、清商資本の駆逐による国内燐寸工業への支配力の拡大の意図があり、國際市場での発展はまた、物産の国内燐寸工業への進出をより積極化せしめるものであった。それは具体的には日本燐寸工業株式会社の設立としてあらわれるのであるが、それは明治三〇年代前半とは明らかに異なった性格をもつものであった。この点については以下、章を改めて検討することにしよう。

- (1) 『達』(明治三四、三五年) 物産六八。
- (2) 『會議書』(明治三五年) 物産一四九。
- (3) 『諮詢會議事錄』(明治三五年) 物産一九七ノ一 丁16ページ。
- (4) 『諮詢會議事錄』(明治三六年) 物産一九七ノ二 一〇六~九ページ。
- (5) 『諮詢會議事錄』(明治四一年) 物産一九七ノ七 六八~七〇ページ。
- (6) 『三井本社史』中巻 四八一ページ。

四 形成期日本資本主義における商業資本の存在形態——むすびにかえて——

前章までに明らかにした如く、日本資本主義形成期における物産の燐寸取扱業は、東アジア市場での清商資本、ニダヤ資本、土着資本、歐州燐寸との激しい競争を通じて發展していったのであるが、この物産の國際市場での展開は必然的に国内の燐寸工業への物産の進出を促進した。それは物産の国内燐寸工業の生産過程への介入をもたらし、その影響力を大きくしていくことになった。それは具体的には物産が一九〇七（明治四十）年一月、神戸における有力な燐寸製造業者であった直木政之介、本多義知と提携して、設立した日本燐寸株式会社（資本金百万円）として実現した。物産と直木との関係はすでに、一八九五（明治二十八）年に物産が直木の製品をシンガポール向直輸出をおこなったことに始まり、一八九八（明治三一）年七月には特約関係を結ぶにいたったことについてはすでにみてきたのであるが、他方、本多との間にも物産は特約関係を結び、その製造する硫黃燐寸はインド市場における物産の主要取扱商品であったことについてもすでにみたところである。東アジア燐寸市場における展開を通じて、物産は直木、本多との密接な関係をもつにいたつたのである。日本燐寸株式会社設立の計画が具体化するのは一九〇六（明治三十九）年十一月のことである。すなわち一九〇六年十一月に、次のような「御願」⁽¹⁾が大阪支店長より、本店重役宛に提出された。

御願

当店（大阪支店—引用者注）ニ於テ、輸出燐寸引合開始以来既二十有余年ヲ経過シ段々經營ノ手心ニ熟シ、商標ノ地盤漸ク固ク
茲數年間著シク發展シ、本邦輸出額ノ約五分の一、即一ヶ年取扱高二百万円ニ相達候、然ルニ今回取引先神戸市直木政之介、燐寸
製造業拡張ノ為ニ他ニ率先シテ株式会社ヲ組織シ、直木全力ヲ擧ゲテ会社ヲ經營シ、専心製造ニ從事シ其製品ハ總テ當社ノ手ヲ
經由シテ輸出スル計画相立テ、資本金ハ別紙目論見書ノ通り金一百万円トシ、總株式二万株（五十円株金払込）ノ内一万株ハ直木
氏ニ於テ、五千株ハ燐寸業者、軸木業者、其他関係ノモノニ於テ引受ケ、尚五千株ハ當社ニ引受ケラレ度旨交渉致來候、當店ニ於

テハ至極緊切ニシテ時宜ニ適タルモノト存候間、特別ノ御詮議ヲ以テ右株式申入方交渉ニ応セラレ度此段奉願候也
明治三九年十一月

重役御中

大阪支店長 藤野亀之助

こうして、総株二万株中、五千株の引受けの許可を申請したのであるが、その理由は次のようなものであつた。⁽²⁾

(理由)当社ノ燐寸商売ハ、製造家タル直木政之介氏等ト結托其取扱ニ丹精致シタル結果、近年長足ノ進歩ヲ呈シ本邦輸出總額ノ約五分ノ一、即チ二百万円内外ノ取扱高ニ相達シ来リ候処、将来現勢ヲ維持シ更ニ進ンテ其伸張ヲ計ラントスルニハ、製造家トノ関係ヲ益密ニ致シ、一定ノ商標ヲ売拠ムルコト喫緊要事ニ有之、之ヲ為スニハ常ニ品質良好、且不同ナキモノヲ輸出スルコト肝要ニ有之候間、此度直木氏等ニ於テ燐寸会社ヲ組織シ可成廉価ニ品質良好、且均一ノモノヲ製造セントスルノ計画アルニ際シ、当社モ其株式ヲ所有シ、同時ニ製品ノ一手販売ヲ引受け、大ニ燐寸輸出界ニ雄飛致度存意ニ御座候(傍点引用者)

すなわち、物産の燐寸取扱高は順調な伸びを示し、輸出總額の約五分の一を取扱うに至つたが「将来現勢ヲ維持シ更ニ進ンデ其伸張ヲ計」るために「製造家トノ関係ヲ益密ニ致シ一定ノ商標ヲ売拠ムル」ことが喫緊要事となつたため、物産は日本燐寸株式会社の株式を所有し、その製品の一手販売権を得ようというのである。⁽³⁾ここには明らかに、明治三十年代前半の大坂燐寸株式会社とは異なつた側面を見ることができる。それは生産過程への進出がより積極的であると同時に、何よりも日本燐寸株式会社そのものが、斯業においては抜きんでた大資本の企業であったという点である。

すなわち、一九一五(大正四)年においても阪神地方における燐寸工業は、「企業組織ノ上ヨリ、之ヲ見ルニ大阪ニアリテハ一ノ合資会社ヲ除キテハ他ハ殆んど小規模ノ経営ナルガ、神戸ニアリテモ五十名ノ營業者中、個人經營四十三ヲ算シ、会社組織十一個ノ割合ナリ、營業者ノ信用状態ハ其一二有力ナルモノナキニアラザレドモ、大多数ハ普通以下ノ程度」であり、「会社組織ニアリテハ、大阪ニ於テハ資本金二十万円ノ公益合資会社ヲ最モ有力ナルモノトシ、神戸

ニ於テハ資本金一百万円ノ日本燐寸製造株式会社ヲ以テ最タルモノト⁽⁴⁾していいたのである。日本燐寸株式会社は当該時期の燐寸工業においては並はずれた大資本であり、大規模經營だったのである。第二九表は一九〇八（明治四二）年中ににおける一万箱以上輸出製造業者を示したものであるが、日本燐寸（製造）株式会社は圧倒的な生産高を示している。そして、その經營内容も、「神戸市直木政之介ノ經營ニ係ル燐寸工場ニ営業権、商標ヲ買収シ之ニ新式ノ工場機械ヲ増設シ、總テノ原料（軸木、小函ノ印刷）製造ヲ直営シテ其経費ヲ節約シ、大ニ内外ニ販路ヲ拡張シ確實ニ相当ノ利得ヲ収得スル」⁽⁵⁾とあるごとく、機械化され、軸木製造から小函の印刷までもおこなうという、當時においては例外的な大資本經營であったのである。さらに物産は、飯田義一と大阪支店燐寸掛主任の友野鉄一の二人を取締役として送り込み、その經營のイニシアティブを掌握しようとした。かかる資本参加と人的支配による物産の日本燐寸株式会社支配こそ、独占移行期における物産の商業資本としての性格を如実に示すものとなり、その支配は流通過程の独占によって、より強固なものとなつたのである。

第29表 明治41年中1万函以上輸出
製造業者

数 量	製 造 業 者
函 97,650	日本燐寸製造株式会社
50,459	井上貞治郎（公益社）
44,523	滝川・弁三
43,789	良燧合資会社
16,848	奏 銀兵衛
12,475	日本紙軸製造合資会社
12,310	鷲尾 長三
10,164	増本藤次郎

出所) 河津謹『本邦燐寸及砂糖論』19~20ページ。

こうして、物産が取引関係をもつていた燐寸業者は神戸においては直木、本多であり、大阪では井上貞治郎、土居龜太郎、兵庫では森忠次郎、広島では高坂義兵衛であったが、いずれも有力な燐寸製造業者であった。その結果、「他ニ競争者ハ滝川ト良燧社ノミ」⁽⁶⁾という状況となり、物産はわが国燐寸工業に対し、大きな影響力をもつにいたつたのである。それはまた、とりもなおさず、わが国燐寸工業において絶大な勢力をもつていた清

商資本の衰退をもたらすことになったのである。

以上、当該時期の物産の燐寸取扱業の発展をわが国燐寸工業と國際市場との関連において捉え、その展開過程を明らかにしてきた。後進資本主義国として、列強資本主義諸国が帝国主義段階に突入する前夜段階において、漸く資本主義的生産様式の第一歩を踏みだした日本資本主義はそれ故に構造的な脆弱性を常に身にまとっていた。それは資本主義的機械工業の基礎たる生産手段・技術そのものを海外に依存せざるをえないところにも端的にあらわれていた。しかししながらこのことは日本資本主義の構造を二つの面において規定することになった。第一は主要な生産手段・技術を海外に依存したために、その資金獲得のために、軽工業たる繊維産業や石炭産業の如き「原始的産業」が重要な輸出産業として位置づけられたのである。また、本稿でみてきた如く、燐寸工業に代表される「雑貨業」もこれらとは若干異なるとはいっても、重要な輸出産業としての役割を果したのである。第二は生産部門に対する金融、流通部門の肥大化の構造の創出である。とくに国内市場の狭隘性とその地理的条件とあいまって、流通、運輸部門が極めて大きな比重を占めていた。本稿でみた燐寸工業と物産の関係は、まさにこうした日本資本主義の構造的な特質と密接に関連していた。すなわち、燐寸工業の如く、その創業の初発から輸出産業として性格づけられた産業部門では、國際市場における展開によつて、国内の生産構造が強く規定されるという側面をもつていた。しかしながら、わが国の燐寸工業は清商資本によって、強く支配されるという固有の問題をもつっていたのである。従つて、斯業に対する物産の進出は必然的に、これらの清商資本との激しい競争を通じてなされねばならなかつた。物産の斯業への進出は、清商資本への従属構造をもつわが国燐寸工業の自立化を促進させる役割を果したのである。また、國際的商品として國際市場の動向に強く規定された燐寸輸出は、仕向地における土着資本との激しい競争をも余儀なくされた。こうした燐寸工業を取りまく諸条件の中で、物産の燐寸取扱業は展開していくことになるのであるが、物産の國際市場における燐寸取扱業の発展はまた、物産の国

内燃寸工業への介入を必然化するものであった。換言すれば、物産は燃寸輸出を通じて、国内燃寸工業と国際的市場との媒介環としての役割を果したのであり、そこにまさに、形成期日本資本主義における国内の生産構造と資本主義世界市場との結節点に位置した商業資本の固有な存在形態を見ることがができるのである。

(1) 『管理部会議案』(明治三九・四〇年) 物産一三〇。

(2) 同右所収。

(3) 一九〇七(明治四〇)年七月の「諮問会議」においては、該社設立の目的をつぎのように述べている

神戸ニ於テハ、此度日本燃寸製造株式会社(日本燃寸株式会社のこと—引用者注)ナルモノ直木ヲ中心トシ、三井ニ於テモ大株主トナリテ組織セルカ、要スルニ此会社ハ海外輸出燃寸ノ根底ヲ作ル目的ナルヲ以テ、海外ノ貿易發達スルニ従ヒ、此会社モ尚ホ發展セシムルヘキ余地充分ナレハ、是亦我社商売上間接ノ機關トシテ數フルコトヲ得ベシ【『諮問会議事録』(明治四〇年) 物産一九七・六 一〇~一一ページ】。

(4) 以上については日本銀行調査局編『日本金融史資料』明治大正編 第二十四卷 三一八ページ参照。

(5) 『管理部会議案』(明治三九・四〇年) 物産一三〇。

(6) 『諮問会議事録』(明治三七年) 物産一九七・二 一〇四ページ。

(付記) 本稿は筆者の修士論文の一部を加筆、補正したものであるが、本稿作成においては研究会、その他の機会に三井文庫の方々から有益な助言をいただいた。また資料閲覧についても種々の御便宜をえた。末筆ではあるが、記して、感謝の意を表わしたいと思う。

(一九七二年八月)